

(第一類 第七号)

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 三 号

(五一)

平成十六年十月二十九日(金曜日)

午前九時六分開議

出席委員

委員長 鴨下一郎君
理事 大村秀章君 理事 北川知克君
理事 長勢甚遠君 理事 宮澤洋一君
理事 五島正規君 理事 三井辨雄君
理事 山井和則君 理事 福島豊君
青山丘君 井上信治君
石崎岳君 上川陽子君
木村義雄君 小西理君
河野太郎君 菅原一秀君
高木毅君 谷本龍哉君
寺田稔君 中西一善君
中山泰秀君 葉梨康弘君
原田令嗣君 三ッ林隆志君
御法川信英君 宮腰光寛君
森岡正宏君 吉野正芳君
渡辺具能君 石毛鎭子君
泉健太君 内山晃君
大島敦君 小林千代美君
小宮山泰子君 城島正光君
園田康博君 中根康浩君
橋本清仁君 藤田一枝君
水島広子君 横路孝弘君
米澤隆君 古屋範子君
榎屋敬悟君 山口富男君
阿部知子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 高橋 満君
官)
政府参考人
(厚生労働省医政局長 岩尾總一郎君
政府参考人 大田 俊明君
(厚生労働省政策統括官 榊原 志俊君
厚生労働委員会専門員

委員の異動
十月二十九日

辞任

石崎 岳君

補欠選任

谷本 龍哉君

同日

辞任

高木 毅君

補欠選任

三ッ林隆志君

同日

辞任

寺田 稔君

補欠選任

葉梨 康弘君

十月二十八日

安心できる公的年金制度の確立を求める意見書
(北海道遠軽町議会(第二〇四六号)

アメリカ産牛肉の輸入解禁の中止を求める意見書
(福島県飯館村議会(第二〇四七号)

アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(茨城県美和村議会(第二〇四八号)

アメリカ産牛肉の輸入再開に関する意見書(長
野県白田町議会(第二〇四九号)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律第十九条に、はり師、きゆう師の
規定を加える法律改正を求める意見書(静岡県

豊田町議会(第二〇五〇号)
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律第十九条に、はり師、きゆう師の
規定を加える法律改正を求める意見書(静岡県
豊岡村議会(第二〇五一号)
アメリカ産牛肉の輸入解除に反対する意見書
(山口県秋芳町議会(第二〇五二号)
介護保険の見直しと充実に関する意見書(北海
道函館市議会(第二〇五三号)
介護保険の見直しと充実に関する意見書(北海
道白老町議会(第二〇五四号)
介護保険制度改正に関する意見書(群馬県高崎
市議会(第二〇五五号)
介護保険の見直しにあたり、だれもが安心して
利用できる制度にすることを求める意見書(東
京都小金井市議会(第二〇五六号)
介護保険制度の見直しに関する意見書(新潟県
議会(第二〇五七号)
介護保険制度改正に関する意見書(京都府井手
町議会(第二〇五八号)
介護予防対策の拡充を求める意見書(大阪府富
田林市議会(第二〇五九号)
介護保険制度の「見直し改悪」をやめ、介護保険
制度の改善を求める意見書(岡山県落合町議会
(第二〇六〇号)
介護保険制度の「見直し改悪」をやめ、介護保険
制度の改善をはかるよう求める意見書(岡山県
勝北町議会(第二〇六一号)
介護保険制度の改善に関する意見書(岡山県大
原町議会(第二〇六二号)
介護保険制度の「見直し改悪」をやめ、介護保険
制度の改善をはかるよう求める意見書(岡山県
美作町議会(第二〇六三号)
介護保険制度の「見直し改悪」をやめ、介護保険
制度の改善をはかる意見書(岡山県作東町議会

(第二〇六四号)
介護保険制度の見直しに当たっては「改悪」でな
く「改善」を求める意見書(岡山県久米南町議会
(第二〇六五号)
介護保険制度の改善は、実態に即して検討する
よう求める意見書(高知県土佐山田町議会(第
二〇六六号)
緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善
を求める意見書(北海道函館市議会(第二〇六
七号)
緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続・拡充
に関する意見書(富山県大門町議会(第二〇六
八号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求
める意見書(島根県瑞穂町議会(第二〇六九号)
緊急地域雇用創出特別交付金の改善・継続を求
める意見書(福岡県篠栗町議会(第二〇七〇号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求
める意見書(福岡県粕屋町議会(第二〇七一号)
国民健康保険の改善を求める意見書(福島県棚
倉町議会(第二〇七二号)
公共工事における建設労働者の適正な労働条件
確保に関する意見書(埼玉県上里町議会(第二
〇七三号)
公共工事における賃金等確保法(公契約法)の制
定を求める意見書(東京都東久留米市議会(第
二〇七五号)
国保制度に対する財政基盤の強化を求める意見
書(長野県豊野町議会(第二〇七六号)
国保制度に対する財政基盤の強化を求める意見
書(長野県信濃町議会(第二〇七七号)
国保制度に対する財政基盤の強化を求める意見
書(長野県牟礼村議会(第二〇七八号)
J R 不採用問題の早期解決を求める意見書(北
海道和寒町議会(第二〇七九号)

第一類第七号

厚生労働委員会議録第三号

平成十六年十月二十九日

若年の雇用対策の抜本的強化を求める意見書
(宮城県角田市議会(第二〇八〇号))
若年の雇用対策の抜本的強化を求める意見書
(宮城県川崎町議会(第二〇八一号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道芦別市議会(第二〇八
二号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道紋別市議会(第二〇八
三号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道森町議会(第二〇八四
号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道栗沢町議会(第二
〇八五号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道月形町議会(第二
〇八六号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道上川町議会(第二〇八
七号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道中札内村議会(第二
〇八九号))
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立
を求める意見書(北海道更別村議会(第二〇九
〇号))
生活保護の見直しに関する意見書(北海道函館
市議会(第二〇九一号))
生活保護の見直しに関する意見書(北海道芦別
市議会(第二〇九二号))
生活保護の見直しに関する意見書(北海道南幌
町議会(第二〇九三号))
生活保護の見直しに関する意見書(北海道
白老町議会(第二〇九四号))

生活保護費負担金の負担率引き下げに反対する
意見書(宮城県川崎町議会(第二〇九五号))
生活保護の国庫補助削減に反対する意見書水
戸市議会(第二〇九六号))
生活保護の国庫補助率の引き下げに反対する意
見書(東京都調布市議会(第二〇九七号))
生活保護の国庫補助率の引き下げに反対する意
見書(東京都清瀬市議会(第二〇九八号))
地域における雇用・就業対策の拡充強化を求め
る意見書(福島市議会(第二〇九九号))
中絶胎児の取り扱いに関する意見書(横浜市議
会(第二一〇〇号))
日本歯科医師連盟(日歯連)からのヤミ献金事件
の徹底説明に関する意見書(東京都武蔵野市議
会(第二一〇一号))
日本歯科医師連盟(日歯連)からのヤミ献金事件
の徹底説明を求める意見書(東京都小金井市議
会(第二一〇二号))
日本歯科医師会連盟からのヤミ献金事件の徹底
説明等を求める意見書(東京都小平市議会(第
二一〇三号))
乳幼児医療費助成制度の拡充に関する意見書
(広島県大和町議会(第二一〇四号))
年金制度の確立を求める意見書(北海道網走市
議会(第二一〇五号))
BSE全頭検査体制の堅持を求める意見書(長
崎県松浦市議会(第二一〇六号))
民間保育所運営費・施設整備費の一般財源化に
反対する意見書(沖縄県浦添市議会(第二一〇
七号))
無年金障害者の救済を求める意見書(埼玉県春
日部市議会(第二一〇八号))
は本委員会に参考送付された。

○鴨下委員長 これより会議を開きます。
第百五十九回国会、内閣提出、労働組合法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
この際、尾辻厚生労働大臣から発言を求められ
ておりますので、これを許します。尾辻厚生労働
大臣。
○尾辻国務大臣 労働組合法の一部を改正する法
律案につきましては、さきの通常国会に提出し、
現在、継続審査となつておるものでございま
す。が、本法案の附則に条文の誤りがあつたこと
について、深くおわびを申し上げます。もとより、こ
うした誤りはあつてはならないものであり、今
後、法律案の作成におきまして、こうした誤りを
繰り返さないよう、再発防止策を徹底してまい
ります。
重ねて、誤りがりましたことについて陳謝申
し上げます。
○鴨下委員長 この際、お諮りいたします。
本案につきましては、第百五十九回国会におき
まして既に趣旨の説明を聴取しておりますので、
これを省略したいと存じますが、御異議あり
ませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。
労働組合法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○鴨下委員長 お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として厚生
労働省大臣官房審議官高橋満君、医政局長岩尾
一郎君、政策統括官太田俊明君の出席を求め、説
明を聴取したいと存じますが、御異議ありま
せんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○鴨下委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。城島正光君。
○城島委員 おはようございます。民主党の城島
でございます。
きょうは労働組合法の改正についての議論なん
ですけども、どうしてもこの部屋に入ります
と、ちょうど半年前ですね、四月、あの例の年金
我々は改悪と申しておりますが、年金の問題で、
この十六委員室で熱い論戦を闘わせたというのが
つい先日のように思い出されますし、当時の委
員長も副大臣としてお座りですし、筆頭もいられ
るわけでありまして。またちょうど、あの法案に
のつとてやると、厚生年金の保険料率が今月か
ら上がる。いよいよ現実的な国民負担がスタート
を切った月でもあります。やはり今振り返つてみ
ると、この年金問題という年金のことを頭に入
れると、いまだに血が騒いでくるんです。
先日大臣に我が党の横路委員が言つていまし
たけれども、今、年金問題にしても、あるいはこ
の間ずっとやってきた雇用部分についても、私自
身が一つ強く問題意識を持つておるのは、政策の
原点になつておる、例えば小泉改革の中という
と、総合規制改革会議だとかいうことを代表例
に、いろいろな審議会、いろいろな委員会があり
ます。小泉さんが、痛みを伴う構造改革、こう言つ
て、国民の皆さんに痛みを分かち合おう、こう
おっしゃつておる。
しかし、私から見ると、重要な政策の決定に影
響を与えるそうした会議、審議会のメンバーの多
くは、その痛みのうち外にいる、そうでしょう。
そういう政策が進めば、自己利益にはつながら
ないけれども、痛みを負うという立場にはないような人
が圧倒的に多く、いろいろなもつともらしいこと
を言つて、そういう政策の実現に影響を与えて
いる。
結果として、痛みを負つておるのはまじめな国
民であり、庶民であり、勤労者であり、こういう

ございますけれども、これは独立行政委員会たる中央労働委員会が行うものではございますけれども、私どもがこの不服審査制度の創設を検討するに際しまして考えておりましたことは、現在、中央労働委員会の公益委員会議が月二回行われておりますので、こういうことを前提としますと、不服審査の申し立ての後、次々回、次の次の回の公益委員会議において処理されるケースが多くなるのではないかとこのように想定しているところでございます。

○城島委員 ということは、現実論で考えると、一番最長で約一カ月程度ということですね。大体二週間から一カ月以内ぐらいというところが想定される。想定されるというより、これは迅速化という点からすると、もうほとんど原則的に次々回までに結論を出すというような姿勢をぜひ持っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○太田政府参考人 今の点、次々回ということでは一月程度を想定しておるわけでございます。基本的には独立行政委員会たる中央労働委員会の判断になるわけでございますけれども、私どももいたしまして、できる限りこの不服申し立ての処理の迅速化ができるように努力をしてまいりたいと考えております。

○城島委員 これは一つ大きなポイントでありますから、ぜひそこは、迅速化のポイントとして重要な点でありますから、次々回までにはというようにすることで、できるだけ短期間のうちに結論を出すということとを徹底していただきたいというふうに思います。

もう一点、これに関しましてなんですが、証人等出頭命令等に対する不服申し立てについては、労働委員会だけではなくて裁判所にも不服の申し立てができるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○太田政府参考人 今お話のございました証人出頭命令等でございますけれども、これは基本的には国民に行政上の義務を課す行政処分でございます

ので、当該命令の名あて人の裁判を受ける権利を保障する、こういう観点から、当該命令に対する行政事件訴訟法による訴えの提起を認める必要があるということから、訴えの提起が認められているところでございます。

○城島委員 そうした、裁判所にも不服申し立てができるということになりますと、懸念されるのはやはり審査の遅延ということになるわけですね。

例えば、昇進に関して組合の活動家だということだから差別されたという事件、これは結構あるわけですが、例えば、そういう事件について一定の人事考課資料が物件提出命令の対象になった場合、使用者は、中労委に対しても不服申し立てができるが、今の答弁でいくと、裁判所に對しても不服申し立てができるということになるわけですね。

裁判所は、現実を考えると、一つ一つ労働委員会の提出命令の適法性というものを審査することになれば、その間、労働委員会の審査は事実上ストップをするということになる。結果として審査が長引いてしまうということになるんじゃないでしょうか。今回の改正案の趣旨である迅速化ということが阻害されるんじゃないかというふうに思うんですね。

大臣にお尋ねしたいんですけども、この不服申し立てのため行政訴訟事件が頻発するということになれば、迅速化ということとは相反するんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○衛藤副大臣 審査全体の迅速化を図るためには、労働委員会が出した出頭命令、物件提出命令等に対して、できる限り取り消しの訴訟が行われないようにすることがやはり重要でございます。そして、そういう意味では、解釈通達等により、具体的に私どもはちゃんと迅速化のことをやらなきゃいけないというぐあいには思っております。

しかし、あくまでもこの提出命令等は行政上の義務を課す行政処分でございますから、裁判を受

ける権利を保障するためには、やはり当該命令に対する行政事件訴訟法による訴えの提起を認めざるを得ないというふうに思っていますので、認めるといふことと、そして同時に、審査の遅延を生じないようというのをやらなければいけないというぐあいには思っております。

そのために、解釈通達等により、具体的にこの命令の要件や手続の内容等を示さなければいけないし、また同時に、提出命令等が認められた事例や認められなかった事例等を整理、集めまして、それを周知するというのも重要ではなからうかというぐあいには思っているところでございます。そういうことを通じて、不服申し立ての処理の迅速化について努めなければいけないというふうに思っております。

○城島委員 私は、行政訴訟事件が頻発をしていくということになりますと、やはり迅速化の流れに逆行することになりかねないということを危惧しているわけでありまして。

すなわち、労働委員会とすれば、一つ一つ裁判所に不服申し立てが出されるというようなことになればですけれども、そうなれば、煩わしきゆえに証拠提出命令を出さないとか、結果として出せないということにつながりかねない、制度はできても、ほとんど活用とか機能しなくなる可能性が出てくるんじゃないかという危惧をしているわけでありまして。迅速な事実認定が今回の改正における最大の眼目であるにもかかわらず、こうした訴えの提起を認めることで、事実上、証人等出頭命令等という制度が使えなくなるとは危惧しないか。この点は、非常に今後の中で危惧される点だということに思っています。

また同時に、裁判所側からしても、労働委員会としての結論としての命令についてではなくて、審査の過程、プロセスにおける証人等出頭命令等について一々判断を求められるということになれば、たとえ証人等出頭命令等の違法性についての審査とはいえ、かかる案件に関する資料はすべて取り寄せ、判断せざるを得ないんだらうというこ

とになりますから、本来でいうと、労働委員会の中で完結してほしいという声が裁判所の中で出てきても私はおかしくない話ではないかなというふうに思っています。

繰り返しますけれども、この証人等出頭命令等の導入の目的というのは、あくまでも紛争の早期解決ということであると思います。異議申し立てはきちんとやらなければならぬし、それは、今回の改正案において中労委に対する申し立てというのとは整備され、担保されているわけでありまして、私は、この異議申し立ては、無理のない、三者構成の利点を生かした制度だというふうに思っております。

しかし、労働委員会内部における異議申し立て機能があらながら、一方で行政訴訟が乱用されるということになれば、紛争の早期解決という意味においてこれは逆行になる。また逆に、紛争の解決を意図的におくらせるための行為とらざるを得なくなるケースも出てくるのではないかとこのように思っております。

早く紛争を解決したいというのは労使とも同じ思いのはずですが、そもそのもとで、この証人等出頭命令等を活用できなければ、行政訴訟における証拠提出制限の意味がなくなってしまうところか、事実上骨抜き規定になりかねないという点は、この法案の危惧する点としては最大のものだということに私は思っております。

そこで、お尋ねしたいのでありますけれども、この証拠提出命令、これは非常にいい制度が今回の、実際には裁判に訴えを起こすことができるという道があつて、これが乱用されれば、この制度は生きてこないというばかりか、かえって審査の迅速化という趣旨から大きく外れる可能性があるんじゃないか。これは、何度も繰り返しますが、この改正案の危惧する点としては一番大きな問題点だというふうに私は思うんですけども、この点の問題認識について、大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 御指摘いただいておりますよう

に、審査全体の迅速化を図りますためには、労働委員会が発出したしました物件提出命令等に対し、できる限り取り消し訴訟が行われないうようにすることが重要でございいます。このため、物件提出命令やこれに対する取り消しの訴えが適切に行われるよう、先ほど来申し上げておりますように、物件提出命令の要件や手続の内容を、解釈通達により、具体的に示すこととしたいと考えております。

また、同様に、物件提出命令等が認められた事例、認められなかった事例を収集、整理して周知することも有効であると考えておりまして、これらの対応を推進することにより、不服申し立ての処理の迅速化に努めてまいりたいと考えております。

○城島委員 また、実は、この法案をつくるに当たったの建議、「労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について」の建議を読みますと、この「不服審査手続」の項目の中に、「不服審査については、その手続の迅速化に十分配慮することが必要であること」という一文があるんですね。

この一文、これについては、それでは、この法案のどこにこの一文の趣旨が生かされているというふうな理解したいんですか。もう一度言いますが、「不服審査については、その手続の迅速化に十分配慮することが必要であること。」建議の中で述べられているんですけれども、この一文はこの法案のどこに生かされているということでしょうか。

○太田政府参考人 今先生から御指摘のございました、処理を迅速にするために法律上どういう手当てをしているかという点でございまして、けれども、これは改正法の二十七条の十で不服申し立ての処理手続を定めておりまして、これにつきましては、都道府県労働委員会の証人出頭命令等を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときには、その命令を受けてから一週間以内という期限を切った上で、その理由を記載した書面、書面という形で中央労働委員会に審査を申し立て

ることができるということでございまして、期限を切った上で、かつ書面ということで、簡易迅速に処理ができるように規定をしているところでございいます。

○城島委員 究極的には、証人等出頭命令等に対する不服審査は労働委員会内部で完結するという事実として、証人等出頭命令等に対して訴えの提起ができないというふうにしなれば、結果的には、やはり裁判所に訴えることはできることに当然なるわけでありまして、この訴えの提起ができないとする類似の規定は、御案内だと思えますけれども、既に昭和四十五年の公害紛争処理法の中に実は盛り込まれている規定なんですね。例がないわけではないんです。

したがって、例えばこの労組法の改正案に、公害紛争処理法と同じように、証人等出頭命令等については行政事件訴訟法による訴えを提起することができないという趣旨の規定を入れることは考えられないかどうかという点があると思うんですが、この点についてはどうですか。

○太田政府参考人 今先生御指摘の、公害紛争処理法に基づく手続でございまして、確かに、公害紛争処理法に基づく物件提出命令あるいは証人出頭命令等につきましては、行政事件訴訟法の適用が除外されているわけでございまして、しかしながら、これは極めて例外的な取り扱いでございまして、他の行政委員会、まだほかに例が十ぐらいございまして、他の行政委員会、適用が除外されている物件提出命令等におきまして適用が除外されている例はございまして、かつ、公害紛争処理法は昭和四十七年改正でその手続ができていますけれども、それ以降に物件提出命令等が設けられた手続は多数あるわけでございまして、行政事件訴訟法の適用が除外された例はないわけでございまして。

これは、先生御案内のとおり、結局、簡易迅速にやるのか、あるいは国民の権利を保障するか、そういうバランスの上で成り立っているものでございましてけれども、基本的にはやはり、国民に義務を課す処分でございますので、裁判を受ける権利を保障するということが非常に大きなポイントになっているのではないかと思います。なぜ公害紛争処理法の方が認められているかというところでございまして、公害紛争処理法の場合には裁判という形で判断が下されますけれども、その裁判の拘束力と、それから今回の不当労働行為審査の命令の拘束力、その拘束力の違いにあるんじゃないかと思っております。公害紛争処理法の方の裁判は、罰則もありませんし、拘束力が余り強くない。一方で、命令につきましては、拘束力がありまして、履行義務があるということとでございまして、そういう観点から裁判を受ける権利を保障している、こういうことではないかと考えております。

○城島委員 では、流れとしては、ほかのものと違いというのは、確かに独禁法などは訴えの提起を否定していないこととありますが、今言ったような公害紛争処理法のように比較的新しい法律においては、行政委員会に比べて訴えの提起を否定する仕組みをつくっているわけなので、ここには、行政委員会という独自の救済制度をつくるのならば、できるだけそのプロセスを尊重していくという考え方があってはならないかというふうに思うわけであります。これは私、何度も繰り返すように、非常に危惧するところなので、今後の状況というのをしっかりチェックしていく必要があるというふうに思っています。

施行後の検証が必要だというふうに思いますが大、この必要性については、必要だというふうにお考えいただけるでしょうか。

○尾辻国務大臣 物件提出命令等の不服審査手続の導入に当たりましては、これも先ほど来申し上げておりますが、解釈通達の発出等により不服申し立ての処理の迅速化に努めることとしておりまして、今、審査の遅延を懸念するには及ばないと私も思っております。しかしながら、仮に証拠提出命令等に対する不服審査手続が審査の遅延を来すこととなりますと、これは今回の法律改正の趣旨を損ねることになりますので、不服審査手続の施行状況につきましては、今、施行後のお話でございまして、これを的確に把握いたしまして、必要があると認められる場合には、当然、検討を行いたいと考えております。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕
○城島委員 ぜひ、これは施行後、注目しながら運用実態をチェックしていただきたいと思います。次に、和解についてちよつと御質問をしたいと思っております。

労働委員会の事件の七割は取り下げ、和解で解決しているという報告がありますが、今回の改正で和解を法文に入れて法的に位置づけた理由あるいは根拠、これをまず御説明いただきたいと思っております。

○太田政府参考人 ただいま先生からお話のございました和解でございまして、和解による解決は、当事者の自主的合意に基づくものでございまして、救済命令等による解決に比べまして、労使関係を長期的に安定させる効果が高いというふうに考えられます。また、お話ししましたように、実際にも、不当労働行為事件の大多数が和解によって解決をされているところでございまして。

このため、今回の法改正によりまして、和解による解決の手続及び法的効果を法律上明確に規定することによりまして、和解による解決を一層促進しようというものでございまして。

○城島委員 今回の改正案を見ると、和解というものも一定の前進があるところだなというふうな思っています。第二十七条の十四に規定される和解において債務名義とできるのは、「金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付」というふうになっておりますが、この債務名義とできるのは、金銭以外の支払いは可能なんですか、できないんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

和解の債務名義効でございますけれども、今回の私どもの法案では、和解の債務名義効を金銭支払い等に限定しているところでございます。

これは、労働委員会による和解調書の作成手続には、裁判所におきます実体関係の審理を経ていないということでございますので、仮に不当な執行が行われたとしても、その損害についての原状回復が容易な請求権に限定する必要があるということ、和解の債務名義効を金銭支払い等に限定しているところでございます。

○城島委員 しかし、労働委員会における和解には、かなり多面的な側面があるというふうに思っています。労働委員会における和解というのは、民法上の和解とはその性質が異なる側面があるんじゃないでしょうか。

すなわち、和解の内容には、昇進、昇格の命令とか、あるいは、何月何日をもって会社のごそこを組合事務所として貸与するとか、あるいは、解雇を撤回し、何月何日から何々職場に復職させるといった復職命令、あるいは、もとの原籍に復帰させるというような、そういう復職命令もあるわけでありまして。団体交渉などは強制執行になじまないと思われるわけですが、金銭以外であっても、使用者の義務として明確に特定された和解内容について、和解の効力の範囲を広げることとはできないかというふうには実は思っていますところでありませう。

というのは、現在、和解内容の履行についてありますけれども、これはあくまでも相手方に期待する以外にはないわけですね。実際、私、ヒアリングして、こうした問題に携わっている弁護士からの代表的な事例として申し上げますと、例えば、ある病院における不当労働行為について、労働委員会から、だれだれさんを何月何日付をもって何々の部署に復職させるということについての和解案が出されて合意をした、しかし、その後、その理事長が、それは病院長が勝手に和解したとだということ、これが不履行となってしまう

た。そこで、裁判所に、こういう和解協定書ができていないんだけれどもということで復職命令を求めて、裁判所命令が出されたものの、それでも履行されない。それで、裁判所が過料制裁を科しようやく復職が実現した。

例えばこういうケースがあるわけでありまして、こうしたことも、具体的な和解内容が債務名義として認められていけば、裁判所に訴えなくても済んだのではないかとこのように思うわけですが、和解内容、債務名義の範囲の広がり、これは大臣、だめですか。

○尾辻国務大臣 これまで御答弁申し上げましたように、和解調書に債務名義効、強制執行を付与する範囲の拡大や和解条項の不履行に罰則を適用することは、今、私どもは困難であると考えておりますが、和解がその趣旨に沿って活用されるよう、和解条項の履行状況につきましては、これを的確に把握いたしました、必要があると認められる場合には今後とも検討を行いたいと考えております。

○城島委員 具体的な和解内容というのが債務名義として認められないというのが政府の現段階の考えのようでありまして、和解協定の不履行というものは、救済命令等の不履行と同様に、いわゆる心情的には過料制裁に値するほどの問題があるんじゃないかというふうには私は思っているんです。

労働委員会の関与について、第二十七条の十四の第二項の条文にも、こういう表現になっているわけですね。「救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当と認めるときは、審査の手続を終了する。」したがって、私は、和解の不履行というのは、繰り返しますが、救済命令等の不履行とはほとんど同様の意味がある、したがって、心情的には過料制裁に値するんじゃないかというふうには思っています。

先ほど述べたように、そもそも労働委員会において和解は、労働委員会の関与のもとで行われているわけでありまして、これまでも、命令同様、重要な解決策としてこの和解が位置づけられてきたわけでありまして。また、労働委員会における和解は、まさにそれがちゃんと実行されるというところが前提とされているわけでありまして、その履行の見込みがあるからこそ和解が行われるわけでありまして、一部の心ない相手によるまれなケースであるかもしれないが、不履行によってもたらされる結果とダメージというのは、救済命令違反と何ら変わらないというふうには私は思っております。

そこで、私は、そういう観点からもう一度、ちよつと本質的な問いをさせていただきますが、今回の改正前後で、政府としては、和解の持つ意味というのはどういふふうに変わっているのか、あるいは変わらないのか、もう一度ここについては御説明いただきたいと思ひます。

○太田政府参考人 今お話のございました和解の意義でございますけれども、先ほどお話ししたとおり、現行の労働組合法では和解について規定は設けられていないわけでございますけれども、これまで不当労働行為事件の大多数が和解によって解決されているところでございまして、和解による解決が、長期的な労使関係の安定の確保に大きく寄与してきたと言えるのではないかと思っております。

今般、和解につきまして法律上明記されることによりまして、和解による事件解決が一層促進されることを期待されているところでございまして、今後とも、和解が長期的な労使関係の安定の確保のために大変重要な役割を担うのではないかと考えているところでございます。

○城島委員 そういう点からしても、和解条項の不履行というのは、和解により紛争を早期に解決しようとする当事者の努力を、ある面では無意味なものにしてしまっていることになるわけでありまして、この和解の不履行については、私は非

常に重要な問題を投げかけているのだらうというふうには思ひます。

今回の改正案によれば、和解条項の違反に対しては和解条項の履行を求める民事裁判を提起するという方策が対処方法としてあると思ひますが、そうしたことでいくと、またこれも先ほどの遅延と同じように、必然的に事件の解決をおくらせることになるんじゃないかというふうには思うんですけれども、この点についてはいかがですか。

○太田政府参考人 先生お話ししましたように、確かに和解につきましては、当事者で自主的に合意したわけでございますので、その合意に基づいて履行する義務があるわけでございます、そういう観点から、やはり義務違反については問題が残るところでございます。

ただ、しかしながら、御案内のとおり、労働委員会の確定命令等に違反した場合は、これは行政処分に対する義務違反として罰則が科せられているわけでございますけれども、一方、和解につきましては、これは当事者間の自主的な合意でございますので、その不履行は相手方に対する民事上の義務違反でございます、履行義務はあるわけでございますけれども行政上の義務違反ではないところから、罰則を科すことができないというふうになされているところでございます。

実際、民事訴訟における裁判上の和解につきましても、同様に、不履行につきましては罰則は適用されていないというところでございまして、やはり法的には、先生御案内のとおり、行政処分に対する義務違反なのか、あるいは民事上の義務違反なのか、そういうことでこのような体系になっているというふうには考えているところでございます。

○城島委員 和解が不履行となった場合に、和解の成立によって中断した救済命令の審理手続を例えば再開して、和解条項の不履行後、迅速に救済命令を出すようにする。その救済命令の審理に際して、和解の内容及び和解条項が遵守されなかった事実を考慮するなどの方策によって、和解を何らかの形で、特にこの和解の不履行についてです

けれども、労働者保護に結びつけるというような方策というのは、これは考えられないんでしょうか。

○太田政府参考人 今の和解についての考え方でございますけれども、今の改正法案でございますと、二十七条の十四でございますけれども、ここで、和解が成立して当事者間双方の申し立てがあった場合におきまして、その「和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。」というふうにされておりますので、今の法律の基本的な考え方は、和解が成立してこのような手続がとられた場合には審査の手続は終了するという形で、法的には整理されているところでございます。

ただ、先生御案内のとおり、裁判所に和解の不履行につきまして訴えが提起された場合には、労働委員会が作成しました和解調書がある場合には、やはり当事者の合意の存在を証明するような有力な証拠として取り扱われるのではないかと、こういうふうにご考えているところでございます。

○城島委員 先ほど一点目で言った証人等出頭命令等についても、迅速化という点から、やはり今後の施行後の運用というものをチェックしていく必要があるというふうにご要望をさせていただきましたが、この和解不履行についても、不履行後、迅速に救済命令を出すことができるような体制ということも今後検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

特に私の方から、大きく言うところの二点ですね、証人等出頭命令等についての行政事件訴訟法による訴えの問題、そして和解不履行についての問題、これはぜひ施行後の見直しということをしていただきたいという要望を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○鴨下委員長 次に、内山晃君。

○内山委員 民主党の内山晃でございます。本題の質問に入る前に、大変恐縮でございますが、大臣、副大臣、政務官にそれぞれ二問お尋ね

したいことがございます。

まず、第一問、皆さんの年金の未加入期間はございますでしょうか。そして、第二問目として、今まで迂回献金や旧橋本派からの献金を受けた事実がありますでしょうか。恐れ入りますけれども、よろしく願いをいたします。

○尾辻国務大臣 まず、年金の問題をお答えいたします。

さきの通常国会では、与野党ともに、国会議員が強制適用となりました昭和六十一年四月以降で、国会議員になった後の期間について加入状況の公表がなされております。この期間が与野党の共通の土俵で公表したと思いますから、まずそれについて申し上げますと、私は、平成元年に国会議員になりましたから、未納、未加入はございません。しかし、私個人として、去る九月二十七日、大臣就任の際の記者会見におきまして、厚生労働行政をお預かりするに当たり、私のこれまでの、本当に過去の生き方そのものでもあるんですけれども、含めて理解していただくことにかかわることとありますので、年金のことはしっかりその前の期間についてもお答えをするというふうに申し上げておりますので、この機会に申し上げておきたいと存じます。

その後の調査したことも含めまして改めて申し上げますと、私、県議会に籍を置いたことがございますが、県議会議員時代に、厚生年金の加入事業所間で移ったことに伴い、昭和五十八年三月が未納になっております。

また、昭和五十九年八月に勤めていた会社をやめ、厚生年金を脱会した後、六十一年八月まで保険料を納めていなかった時期がございます。このうち、六十一年三月までは、国会議員に国民年金の加入義務はなかったものでございます。

さらに、それ以前でございますが、昭和三十六年十月に、私、実は防衛大学を中退いたしておりますので、三十九年四月に東京大学にまた入学いたしました。その間は加入義務がございますけれども、保険料未納の期間がございました。これは、

当時失念したといいますが、正直言いましたら知らなかったのではありませんけれども、大変申しわけないことだったと存じております。

それから、迂回献金のことでございますが、これはございません。

それから、旧橋本派からの献金があるかというお尋ねでございますが、私、まさにその派閥に属してございましたから、献金があったことは事実でございます。

○衛藤副大臣 私の年金加入状況について申し上げますと、基礎年金制度が導入され、国会議員に国民年金の加入義務が生じた昭和六十一年四月以降では、平成二年三月から平成十四年一月までの十一年十一月、未納期間がございます。これは、平成二年の二月の衆議院議員初当選時に手続を失念したものでございます。

さきの通常国会の厚生労働委員会におきましても、お呼びを申し上げたところでございますが、ここで改めてお呼びを申し上げる次第でございます。

迂回献金や旧橋本派からの献金があるかということでございますが、一切ございません。

○西副大臣 お答え申し上げます。

衆議院に初当選いたしましたのは十一年三カ月前でございますが、平成五年七月から現在において、年金保険料の未納はございません。

さらに、迂回献金については、ございません。以上でございます。

○森岡大臣政務官 お答えさせていただきます。

私は、当選させていただきましてのが平成十二年の六月でございますので、このときから、満六十歳になりました平成十五年一月までの間、年金保険料の未納期間はございません。

また、政治と金の問題で、迂回献金があるかどうかというお尋ねでございますが、全くございません。

そして、私は、尾辻大臣と同じ平成研究会に所属しておりますので、平成研究会からの献金はございます。

○藤井大臣政務官 私は、平成十三年夏の第十九回の参議院選挙で議員になりました。それ以降、年金保険料につきましては、未納も未加入期間もありません。

迂回献金、また、旧橋本派からの献金もございません。

以上です。

○内山委員 ありがとうございます。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

私は、長年、現在も社会保険労務士をしているわけでございますが、数多くの中小零細企業は切っても切れないぐらいつながりがございます。その方たちの現場の実態を、少しお話しさせていただきます。

中小零細企業というのは、ほとんど組合がございません。そういった中、最近では、セクハラ、嫌がらせ、新タイプのいろいろ事例がございます。そして、パワーハラスメント、こういったこともございます。

労働組合がない従業員に対するいわゆる不利益な取り扱いがなされた場合には、政府はどのような対処をするつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

労働組合がない中小零細企業で不利益な取り扱いを受けたときにはどういう対応があるのかというところでございますけれども、私も厚生労働省におきましては、平成十三年の十月より、個別労働関係の紛争解決に向けて、各都道府県の労働局に窓口を設けて、相談、情報提供のほか、助言指導、さらには、紛争調整委員会を設けて、あっせん等々を内容とする個別労働紛争解決制度の運用を行っているところでございます。

御指摘のありました中小零細企業で組合がない場合に、個々の労働者と事業主との間で、例えば、不当解雇とかそういう形で労働関係紛争が発生した場合には、紛争の当事者から申し出があった場合には、同制度の的確な運用を行うことによりま

して、迅速かつ適正な解決を図っていくこととして、いるところでございます。

実際に、平成十五年度の利用状況を見ますと、助言指導のうち、三百人未満規模の事業場の者の申し出の割合が九〇・七％ということで、九割を超えておりますし、あつせんにつきましても、九一・四％、九割を超えているということでございます。まして、中小零細企業における利用状況は大変多くなっている、こんな状況でございます。

○内山委員 ただいま御説明いただいた以外に、実は合同労組というものもあると思います。私が説明するまでもないと思いますけれども、日本の場合、大部分の企業ないし事業所を単位とする企業別組合があるわけですが、合同労組は、これまで日本で比較的小ない企業外組合であります。解雇された従業員がにわかに合同労組に加入し、あるいは、さらに加入月数をさかのぼり、合同労組に交渉してもらうことにより、復職または有利な退職条件を獲得しようとする、言ってみれば、労組版駆け込み寺みたいなものがあります。このような合同労組を通じての申し込み、申し立て件数というのを伺いたいと思います。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話がございましたように、合同労組の場合には、企業の枠を超えまして、主に、中小企業の労働者を一定の地域単位で組織して、個人加入できるような組合でございます。

その平成十五年におきます不当労働行為の申し立て件数でございますけれども、まずは、地方労働委員会に対する初審の申し立て件数が百九十六件、それから、中央労働委員会に対する再審査の申し立て件数が二十四件、こんな状況になっているところでございます。

○内山委員 御答弁いただいておりますけれども、この合同労組に対する申し立て件数というのは、年々増加の一途をたどっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。その理由、また、その対策というのはどうなっていますでしょうか。例えば、合同労組を隠れみのにして悪質な仲

介料を取り立てる、そういった事例等報告がございますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○太田政府参考人 今お話のございました合同労組の申し立ての状況でございますけれども、初審の場合には百九十六件と申し上げましたけれども、平成十五年で五三・九％でございますので、半数を超えるという状況でございます。それから、再審の方は平成十五年で二十四件で、これは三六・九％、三分の一を超えるという状況でございます。まして、大変多い状況でございます。

こういう形で大変事件数が、割合が多くなっているというのは、御案内のとおり、パブルの崩壊を境にリストラが進展している、こういった状況に加えて、企業内労働組合に一般的には加入の少ないパート労働者や派遣労働者が増加しているということも、要因の一つではないかと推測されているところでございます。

今御指摘がございました隠れみのになっているような事件につきましては、私ども、現時点においては把握をしていないところでございます。

○内山委員 実際、私のところには、こういう合同労組に駆け込み寺で行ったところ、法外な解決一時金を取られた、こういった報告も来ておりまして、この辺も一つ御報告をしておきたいと思っております。

続きまして、今回の改正法の最大の目的というのは、地労委の審査の迅速化であると思っております。その観点からすると、例えば、中央労働委員会の状況を見ますと、法令上の委員定数は十五名で、うち公益委員は二名以内が常勤可能となっています。しかし、現在は十五名全員が非常勤となっています。これは間違いではないでしょうか。

○太田政府参考人 現在、十五名公益委員がおりますけれども、全員非常勤ということでございます。

○内山委員 どうして中労委は、二名以内であれば公益委員が常勤可能なのに、十五名全員が非常勤なのでしょう。義務づけられていないからでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

常勤委員につきましては経緯を若干申し上げます。二名以内を常勤とすることができるという規定になっておりますけれども、この規定につきましては、もともとは、国営企業職員の労働関係の状況を調査させることができるように、国営企業労働委員会につきまして置かれていたものでございまして、昭和六十三年に中央労働委員会と統合されたわけでございます。統合の際に、統合後の中労委が国労委の機能を引き続き維持できるようにする必要があったということ、それからもう一つは、常勤委員の配置は不当労働行為事件に係る審査の迅速化にも役立つということで、統合後の中労委に引き継いだものでございます。

ただ、しかしながら、常勤を置かなかつたというところがございますけれども、これは、昭和六十三年以降、審査の迅速化に向けて、昭和五十七年の労使関係法研究会に基づきまして、運用面を中心とした改善の取り組みが行われていたことから、その推移を見守ることとしたことで、常勤委員の配置を行わなかったということでございます。

ただ、今般の法改正にあわせまして、平成十七年、来年の一月から、複雑困難事件の集中処理等を行うために、中労委に常勤の公益委員二名を置くこととしているところでございます。

○内山委員 地方労働委員会定数についてですが、東京が十三名、大阪が十一名、北海道、福岡が九名、神奈川、愛知、兵庫が七名、その他府県が五名となっております。法律上も全員が非常勤となっています。今回の改正で中労委同様に公益委員は二名以内を常勤とすることが可能となります。

そこで、お伺いしたいのですが、実際、中労委ではいろいろ事情があると御説明がありましたが、常勤者がいないために、審査のおくれがたびたび指摘されているわけでありまして、言うまでもなく、他の仕事とかけ持ちでやっているというところは、やはり審査がおくれるのは当然だ

ろうと思います。

地労委にも公益委員二名以内を常勤とする規定を設けましても、中労委同様に常勤者を確保できないということでは、審議がおくれる、妨げになる可能性も十分あるわけで、この点をどのように対処されますか。

○太田政府参考人 今お話ございましたように、今般の改正におきまして、各都道府県におきまして、条例によつて二人以内の常勤の公益委員を配置できること、こういうふうにしたところでございます。これは、各地域の実情によりまして、充実した審査体制の整備ができるようにしたところでございます。

御案内のとおり、各都道府県、不当労働行為の審査件数に随分ばらつきがございますので、実際に常勤の公益委員を配置するか否かにつきましては、各都道府県において現状の審査状況等に基づきまして判断されるものではないかと考えております。

実際に、今の非常勤の体制でも、東京都の場合にはかなり審査件数が多いということで、非常勤ではございますけれども、例えば週三日とか、かなり常勤的な対応もやっているところがございます。そして、それぞれの各都道府県におかれまして審査状況に基づいて判断がされるのではないかと、適切な対応がなされるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○内山委員 不当労働行為の審査において、現在、証拠物件の収集等のための実効性ある手続が整備されていないと思います。現行法に報告、帳簿書類の提出を求めることができるとの規定がありますが、労働委員会の委員全員で行う総会の付議事項となつてのことから、使用者委員の反対が予想されて、この規定はほとんど使えない状況であります。

事実認定に必要な証拠の確保という観点から、今回の法改正に、公益委員が合議により証人の出頭、物件の提出を命じることができるという規定が書かれたことは評価できますけれども、また、

物件の提出を求める際、個人の秘密及び事業者の事実上の秘密の保護に配慮しなければならぬと、プライバシーの保護に配慮されておりますけれども、証拠物件として具体的に人事考課や賃金台帳が考えられる場合、当該本人と比較対象となる従業員の部分について、プライバシーの侵害の観点から、これをどのような取り扱いにするのか、疑問を感じます。

この場合、人事考課や賃金台帳が物件提出命令の対象になるかどうか、具体的にお伺いしたいと思います。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

人事考課文書あるいは賃金台帳が物件提出命令の対象となるかということでございますけれども、これらの人事考課文書あるいは賃金台帳につきましては、これは労働者の格付でございますとか賃金等における格差の有無を認定するためには不可欠な場合があるということございまして、物件提出命令が事実認定の確化を目的として設けられたことにかんがみれば、一定の観点でプライバシーの配慮は必要でございますけれども、基本的には物件提出命令の対象になるというふうに考えているところでございます。

○内山委員 第二十七条の七の第一項にある事業者の事業上の秘密の保護の配慮の規定についても、物件提出命令を行うかどうかを決定するに当たり、一定の基準を示していただかないと、実効性のない骨抜きの規定になってしまうおそれがあるのではと思っております。

そこで、個人の秘密及び事業者の事実上の秘密に該当するものとは一体何か、一定基準、目安を示すことが必要と考えられますけれども、この点についても具体的に御説明をお願いします。

○太田政府参考人 法律で定められました個人の秘密または事業者の事業上の秘密でございますけれども、これは、一般的には、個人に関する情報または事業者が事業上保有する情報であって、社会通念上、外部に知られたくないものと認められるものでございます。

具体的に申し上げますと、個人的なメモでございますとか会社の稟議書は、一般的には個人の秘密または事業者の事業上の秘密に該当すると考えられるのではないかと考えております。ただし、既に公知の事実である場合や、外部に知られても問題がないと考えられる場合は、これに該当しないというふうに考えております。

こういった趣旨につきましては、解釈通達におきまして具体的に明示いたしまして、その周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内山委員 改正案では、労働委員会段階で証拠提出命令を受けたにもかかわらず当該物件を提出しなかった者は、労働委員会に提出しなかったことにつき正当な理由がある場合を除き、労働委員会の命令に対する取り消し訴訟において当該物件について証拠の申し出をすることができないとの規定が設けられています。

この規定により、労働委員会における審査の的確化が期待されるところでありますが、正当な理由があれば取り消し訴訟への証拠提出は制限されないということになっておりますけれども、この正当な理由というのは、これまた具体的なことでお尋ねをしたいと思います。

○太田政府参考人 今、先生から御指摘ございましたように、改正法の二十七条の二十一で証拠の申し出の制限がございまして、「物件を提出しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない」というふうな制限がございいます。

この場合の正当な理由でございすけれども、これは、天災地変や提出を命じられた物件の所在不明などによりまして、所持者に故意過失なく提出が不可能な事情があつたことをいうというふうな考えているところでございます。

○内山委員 天災地変ということではなく、例えば、そのときには見つからなかつた、ただし取り消し訴訟時に見つかった、そういった場合には、この取り扱いはどうされますでしょうか。

○太田政府参考人 今お尋ねの、物件提出命令時に提出すべき物件が見つからなかつたときにどうなるかということでございますけれども、これはケース分けがされるんじゃないかと思っておりますけれども、例えば、物件の所在不明によりまして所持者の故意過失なく提出が不可能だったという場合には、正当な理由があつて、当該物件を取り消し訴訟に提出することができないのではないかと考えております。

一方で、提出を命ぜられた物件を見つけたことができなかったことにつきまして過失があつた場合には、正当な理由があるとは言えず、当該物件を取り消し訴訟に提出することができないというふうに考えております。

私も、こういうことにつきまして、証拠の提出制限の適切な運用に資するように、法の具体的な内容の周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内山委員 ただいまのお答えで、過失のありなしというのは、これはどなたが御判断なさるんですか、どの基準で。

○太田政府参考人 取り消し訴訟でございすので、裁判所に行つてからの判断でございすので、裁判所の判断としてそういう判断がなされるということでございます。

○内山委員 わかりました。

今改正案と社会保険労務士法第二十三条の因果関係についてお伺いしたいと思います。

そもそも、労働争議不介入を定めた社会保険労務士法第二十三条は、昭和四十三年当時、労働争議が頻発する中で、争議屋なるものが幅をきかし、労使の信頼関係を損なう事態が生じ、国家資格を持つ社会保険労務士が争議に不当介入し、正常な労使関係を損なう危惧があるということで同規定が策定されたことですが、しかし、今日の労働情勢を勘案しても、社会保険労務士の業務を制約し、さらに個別労働紛争に関するADRの業務に一層の障害となり、社会保険労務士の業務は言うまでもなく公正であり、公平に行われ、こ

のことこそ、能力とともに社会に広く理解されているところであると思っております。特に、開業の社会保険労務士に限つた、このような争議不介入を定めるのは、法制上極めて不自然と言わざるを得ません。

平成十四年四月、労働委員会、社会保険労務士法改正に当たり、政府委員からこの二十三条について、制定当時は合理性があつたが、労使関係が安定している今日、厳格な規定が必要かどうか、議論の余地があるとの答弁がなされております。

また、平成十四年七月、参議院厚生労働委員会においても同様に、この二十三条が改正案に盛り込まれなかつたことについて、政府参考人は、早期に実現が図られるよう厚生労働省としても適切に対応していきたいと述べておられます。

この点について、いかがでございましょうか。

率直な御意見を伺いたいと思ひます。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

社労士法第二十三条の規定、今御指摘ございましたように、労働争議に対する不介入という規定でございますが、今委員のお話にもありましたとおり、制定当時のさまざまな状況の中で、特に国家資格を持つ仕事をなさつておられます開業社会保険労務士さん、こういう方たちが労働争議という労使の集団的な紛争にかかわりを持つていくということとは、職務の公正性、公平性に疑いが持たれるのじゃないかということ、また、本来自主的に解決をすべき労働争議をかえつて複雑化することおそれがあるのじゃないか、こういうようなことで設けられた規定だというふうに理解をいたしております。

ただ、この規定自体、設けられた当時の状況から見れば、もしかすると合理性があつたということだと思われまが、しかし、法制定後既に三十五年余が経過してある今日の状況を見ますと、社会保険労務士制度そのものは社会の中で定着をきておるわけでございすし、社会的評価も高まつておるというふうに考えております。また、社会保険労務士会自体も、信頼の保持を図る

ための措置というものを講じてきておるわけでございます。

かてて加えて、労使関係そのものも当時と比べますと大変安定しておる状況にあるわけでございまして、そうしたことを考えますと、私ども、この二十三条の規定につきましては、見直しが重要な課題であると受けとめておるところでございます。

また、司法制度改革推進本部のADR会議の場におきましても、全国社会保険労務士会連合会から、この撤廃について要望がなされておるところでございます。私どもも承知をいたしているところでございます。私どももいたしまして、今御指摘がございましたとおり、これまで国会の場におきまして御答弁させていただいてきたところでございますが、まさに同じような受けとめ方をしております、できるだけ早期にその見直しの実現が図られますよう、関係者の理解を得るべく、引き続き私どもも努力をしまいたいと考えておるところでございます。

○内山委員 ありがとうございます。早期によりしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、ことし四月に労働審判法が成立し、現在、施行に向けた準備を進めているところと考へます。この法律で、裁判官たる労働審判官一名と、労働関係の専門的な知識経験を有する者である労働審判員二名で組織する労働審判委員会として処理することとしているわけです。

この労働関係の専門的な知識経験を有する労働審判員とは、具体的にどのような人を想定しておりますでしょうか、お答えをお願いします。

○太田政府参考人 今お尋ねがございました労働審判法の労働審判員でございますけれども、私どもも把握している限りでお答え申し上げます。

平成十五年の十二月十九日に開催された司法制度改革推進本部の第三十一回労働検討会におきまして、労働者としての知識経験を有する者、あるいは使用者としての知識経験を有する者、こういう

う形で了承されている、こういうふうな把握しているところでございます。

○内山委員 この中のどちらにも該当しませんが、社会保険労務士というのはその中に含まれますでしょうか、どうでしょうか。

○太田政府参考人 直接の担当ではございませんので、私どもの把握している限りでお答えを申し上げますけれども、社会保険労務士の方が、労働者としての知識を有する者、あるいは使用者としての知識経験を有する者、こういう方にそれぞれ当たれば該当してくると思いますけれども、社会保険労務士であるということそのもので直接これらのものに該当するということではないのではないかと、いかというふうな考えているところでございます。

○内山委員 私が社会保険労務士だからこそうわけじゃないんですけれども、実際、中小零細企業の労務管理というのは一番よくわかっていゝんです。ですから、労使ともに、やはり紛争に至る前の労務管理がしっかりしていればこういう問題にならない。こういう部門の第一人者だと思ひます、もちろん年金のことも第一人者だと思ひます。おひきこの中に社会保険労務士というのをも加えて御検討いただければ、こう思う次第であります。

大臣、御所見を。

○尾辻国務大臣 個別労働関係紛争が多くの職場で発生し、年々増加しております状況にかんがみまして、裁判での解決のみならず、紛争の実情に即した迅速な解決を図ることができる裁判外の紛争処理制度が適切に機能することが必要であると考えております。

社会保険労務士は、人事、労務管理等の豊富な知識経験及び専門性をお持ちでございますから、例えば、個別労働紛争解決促進法に基づき、都道府県労働局に設けられた紛争調整委員会のあつせんにおいて当事者の代理人となることなど、裁判外の紛争処理を通じて紛争の解決に際しても、一層の活用が図られることが有意義であると考えて

おります。

先ほど年金について御答弁申し上げたときに、一点訂正させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど、このうち六十一一年三月までは国会議員には国民年金の加入義務はなかったものであると申し上げましたが、私、当時県議会議員でございまして、県議会議員には国民年金の加入義務はなかったものであります。訂正させていただきますと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○内山委員 大臣今言葉をお聞かせいただきました。お、労使紛争解決に社会保険労務士をこれからの大いに活用をしていただければと思ひます。そして、二十三条の撤回にもぜひ大臣御努力をいたしたい、問題解決を、非常に大きくしたいために、ぜひもう一度大臣から、二十三条の撤回に関して御答弁をいただきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 検討をさせていただきます。

○内山委員 大臣から力強い検討をしていただくという言葉をいただきましたので、ぜひ高橋審判官の方、よろしくお願ひを申し上げますと思ひます。

少し私は時間が早いですけれども、ここで終了させていただきます。ありがとうございます。

○鴨下委員長 次に、小林千代美君。

○小林千代美委員 民主党の小林千代美です。今国会から厚生労働委員会のメンバーになりましたので、初質問となります。よろしくお願ひをいたします。

私も、この場所に入りますと、どうしても、さきの国会のこの委員会での年金の審議を思ひ出さざるを得ないわけなんですけれども、そのときは私は一傍聴者でございまして、今度はメンバーとして年金審議に加われるということは大変楽しみにしております。やはり今の国民の一番の国政にやっていたかなければいけない課題というのは、年金の問題であったり、今の雇用の問題であったりということが重要な課題だと思ひますけれども、どうも今回の小泉改造内閣、この

国民の思いとは乖離したところに組閣をされているのではないかと思ひます。

郵政民営化、これを実現する内閣だというふうな小泉総理もおっしゃっていましたし、あの本会議での所信表明演説の中でも、一番冒頭に挙げられてきたのが郵政民営化でした。

そこで、厚生労働委員会のメンバーの閣僚の皆様方に二つお尋ねをいたします。大臣、そして両副大臣、両政務官それぞれにお尋ねいたします。皆様方は、郵政民営化について賛成でしょうか、反対でしょうか、第一問。そして第二問、自民党に郵政懇話会という会があるそうなんですけれども、皆様方はそのメンバーなのでしょうか、入っていないのでしょうか。それぞれお答えください。

○尾辻国務大臣 まず、郵政民営化に賛成か反対かということでございます。内閣の方針に従ひまして、一致して臨んでまいりたいと思ひます。

次に、自民党の郵政懇話会に入っているかいないかということでございますが、加入するか否かについては、まさに個人の問題でございます。私が閣僚であるということは直接関係ないと思ひますので、ここでお答えすることは控えさせていただきます。

○衛藤副大臣 郵政の民営化につきましては、利用者であります国民の立場に立つたサービスが確保されるときに、効果的、効率的な事業運営がなされるものとするのが重要だと考えておりますが、いずれにいたしましても、内閣の方針に従ひて、一致して臨んでまいりたいと思ひます。

郵政懇話会につきましては、大臣と同じでございます。個人の問題でございますので、加入するかどうかについては、個人の問題でございますので、大臣と同じでございます。関係がないというように思ひますので、お答えする必要はないと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西副大臣 答え申し上げます。

郵政民営化につきましては、利用者、国民の視点に立った上で推進していくべきだというふうに考えております。

あとの、懇話会のことにつきましては、自民党のことでございますので、私は該当いたしません。

○森岡大臣政務官 答え申し上げます。

郵政民営化についてのお尋ねでございますが、私もやはり、厚生労働大臣政務官という職責をいただいているわけでございますから、内閣の方針に従って、一致して進んでいきたいと思っております。

ただ、個人的に感想を申し上げますと、今小林委員がおっしゃいましたように、郵政民営化が、国民的視点に立って、いい改革なのか、それともサービスの悪くなるのかというようなことは、よく考えていかなければいけない問題であると思っております。与党の中でも議論がございますし、野党の皆さん方の中でも議論があると伺っております。

また、国民の皆さん方にとって本当に必要な改革であるのかどうかということが、まだ政府からも説明責任が果たされていないというようなことを考えますと、これからも、私も含めて、勉強していききたいな、そんなふうと考えているところでございます。

また、自民党の郵政懇話会に入っているかどうかということでございますが、大臣や副大臣が答えになりましたとおり、これは議員個人の問題じゃないかと思っておりますので、お答えを差し控えてさせていただきます。

○藤井大臣政務官 答えいたします。

まず、郵政民営化についてでございますけれども、これにつきましては、大臣等の御見解と同様でございますが、各方面からの御意見を伺いながら、内閣の方針に従いまして、一致して取り組んでまいりたいと考えております。

自民党の郵政懇話会に入っているか否かの御質

問につきましては、大臣からの答弁と同様でございますけれども、加入するかしらないかの問題は、議員個人の問題でございまして、大臣政務官としての業務とは関係ないと考えておりますので、お答えすることを差し控えます。

○小林(千)委員 今回の組閣につきましては、それこそ、この閣僚の人選というのは、まあ一種のサプライズであったというふうに私も思っております。

国民のニーズというものが今どこにあるのか。先ほど、郵政民営化については、皆様方、多くの方は、内閣の方針に従ってというふうにおっしゃっておりますけれども、やはり国民のニーズというものを一番考えて行っていたきたいと強く申し上げたいと思います。

そして、今回は労働組合法の一部改正でございますけれども、先ほど城島委員が申し上げましたとおり、この条文に過誤がありました。今回提案されているほかの法案にも過誤が認められております。また、さきの年金、私たちは改悪と言っていますけれども、年金改革法につきましても同じようなミスがございました。これは本当に、今回につきましても、正誤通知で済ませられる話ではないと思っております。

このところは強く申し上げて、しょうがない、今回は見逃しておきますけれども、片目をつぶって。今後こういうことのないように、意見を申し上げさせていただきますと思います。

まず最初にお伺いをいたします。

この労働組合法、昭和二十四年に一部改正してから、実に五十五年間そのまま、法改正もなく来たわけでございます。その間、労働委員会に一番求められていた簡易性、迅速性というものがほとんど失われていったこの五十五年間でした。

その中で、昭和五十七年には、「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」というものがなされております。これについて、二十年前なんですけれども、そして、

平成十五年には、「不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会報告」というものも提出をされました。そして、実は私、法務委員会の方に所属をしているんですけれども、今まさに司法制度改革真っただ中でございまして、その司法制度改革審議会の意見書、これは平成十三年に出されたものですけれども、その中でも、この労働委員会のあり方というものに意見がされているところがございます。

これらの意見や報告といったものがどういうふうに踏まえられて、今回の五十五年ぶりの法改正となったのでしょうか、お伺いをいたします。

○太田政府参考人 これまでの検討の経緯についてのお尋ねでございますけれども、今お話ございましたように、不当労働行為の審査制度につきましては、近年、審査期間の長期化が著しく、また、労働委員会命令に対する司法審査における取り消し率が大変高い水準になってきております。

最近の経緯につきましては、かいつまんで申し上げますけれども、平成十三年六月の司法制度改革審議会の意見書におきまして、労働関係事件への総合的な対応の強化の観点から、救済命令に対する司法審査のあり方につきましまして、労働委員会のあり方を含め、早急に検討を開始すべきとされたところがございます。

こうしたものも受けまして、十三年の十月から、学識経験者による研究会において検討が行われまして、十五年七月、昨年の七月に、審査の迅速化、的確化を実現するためには、労働組合法の改正を含む制度の抜本的な見直しが必要、こういう報告が取りまとめられたところでございます。

こういう報告を受けて、労働政策審議会の部会で、これは公労使三者構成でございましてけれども、検討が行われまして、十二月に厚生労働大臣に建議がなされたところでございます。

一方で、同じ十二月でございましてけれども、お話ございましたとおり、司法制度改革推進本部の労働検討会におきまして、救済命令の取り消し訴訟における新証拠の提出制限の導入が適当であ

る旨の取りまとめがなされたところでござい

ます。私も厚生労働省におきましては、こういった指摘を踏まえまして、審査の迅速化及び的確化を図るために、審査計画の作成でございますとか小委員会制の導入などの労働委員会の審査手続、それから体制整備等を内容とする改正法案を取りまとめまして、さきの通常国会に提出したところでございます。

○小林(千)委員 法改正がされた昭和二十四年当時は、初審では平均して九十三日、三カ月ぐらい、再審査でも約五カ月ぐらいで処理ができていた。ところが、もうこの間五十五年たつて、初審については二年、再審については四年かかるというような状況になっております。ぜひとも今回のこの法改正で、この期間の短縮というものが本当に現実化される法改正であっていただきたいと思

います。次の質問に移りますけれども、今回のその目的、迅速化ということと、そしてもう一つは、やはり審査の適正性と申し上げますが、取り消し率が高余りにもほかの行政訴訟に比べて高い、不服率も高い。このような、労働委員会の出した結論に対する制度の信頼性をどう高めていくかということが、今回の法改正の大きな観点だと思っております。これを実現させるためには、もちろんさまざまな制度が今回導入をされたわけなんですけれども、公益委員あるいは事務局体制というものもともに充実をされなければ、この的確化や迅速化というものはできないのではないかと思います。それで、まずは公益委員についてお伺いをいたします。

中労委、今十五名の方々が構成をされております。先ほど内山委員が質問をされていらつしやいましたけれども、そのうちで二名、今までは必置ではなかったのが、今回は二名が常勤化されるということですが、この常勤化される方々、先日の本会議で合意人事案件で可決されましたけれども、この十五名の方々の中から選ばれるわけですか。

十五名の方から選ぶわけですね、二名の常勤委員というのは。それは一体、どこでだれが任命をするのでしょうか。

といいますのも、この公益委員が本会議で可決されたときは、まだこの法案は通っていないわけでごさいます。一体これからどういった機関でこの常勤公益委員という方々は決められるわけでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今お話のごさいました常勤委員でございすけれども、これは、今お話のごさいました、やはり審査の迅速化、的確化の観点から、一つは、みずから複雑困難な事件を担当して、集中的な審査期日の設定等によりましてその迅速な処理を図ること、それからもう一つは、同一企業複数係属事件につきまして、各公益委員が担当する審査案件を調整、統括すること、こういった役割が期待されるところでございす。

このような趣旨を踏まえまして、内閣総理大臣が、種々の要素を総合的に勘案しまして、常勤委員としての適任者を、国会の同意を得て任命することになるわけでございす。

現在の中央労働委員会委員の任期が十一月十五日で満了することから、先般、次期公益委員として任命する者につきまして、一月から常勤となる二名を明示した上でお示ししまして、国会の同意をいただいたところでございす。

○小林(千)委員 この常勤化される公益委員の方は、給与が月額で百十四万六千円だそうです。びつくりするような金額なんですけれども、この常勤の公益委員の方、今言っていたいたような資質でしっかりと仕事を果たしてもらわないと困るわけなんですけれども、こういった公益委員の人選というのは適切なんですか。

見てみると、官僚出身の人も含まれているわけなんですけれども、公益委員の人選というのは適切に行われているか、それを伺いたいと思ひます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

公益委員の人選でございすけれども、この中央労働委員会は、公労使三者構成で労使関係の紛争調整を行うという大変重要な機関でございすので、その公益委員につきましては、労働関係につきまして専門的な知識経験を有する者の中から、種々の要素を総合的に勘案しまして、内閣総理大臣が適任者を国会の同意を得て任命することとでございすので、私どもとしては適切な任命がなされているというふうに考えているところでございす。

○小林(千)委員 それから、今後の課題にもなると思うんですが、今回の法改正の中で、審級省略といったことは入ってきませんでした。やはり、司法から尊重される労働委員会というものをつくらなければいけないと思ひます。そのためには、労働委員会の出す処理あるいは決定について、どう準司法的な手続がある程度組み込まれていくかということが私は必要なんじゃないかなというふうに思うんです。

例えば、公益委員のメンバーの方に現職の判事の方などを入れて、こういった準司法化手続というものを一歩進め、さらに進めて、その結果、将来的には審級省略、地裁省略といったこともできるようなシステムにしていって方が、迅速化というのによりよく進められるのではないかと私は思うんですけれども、この公益委員に法曹関係者を入れることについてはどのようにお考えでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

公益委員は十五名いらっしゃいます。その十五名のうち、判事あるいは弁護士等の経験者も含まれて、法律の専門家は十一人おられるところでございす。やはり、こういう準司法手続機関でございすので、法律的な知識あるいは労働関係の知識、そういう方がおられるということが適当であるというところで、このような人選がなされているのではないかと考えております。

ただ、現職の判事を入れるかどうか等につきましては、他の準司法的手続機関におきまして、

必ずしも現職の法曹資格者が出向している例は見られないわけでごさいます。私どもとしましては、そういう点も勘案しまして、現職を出向させることにつきましては今後の検討課題にさせていただきますと思ひます。

○小林(千)委員 ぜひ、これは積極的に取り組んでいただきたい内容だなというふうに私は考えております。

続いて、事務局体制について伺いをいたします。

この迅速化、適正化を図る上で、争点整理、立証計画、証拠調べみたいなことが重要視されてくるわけでごさいます。これはやはり、まるで裁判所の書記官のような仕事の面もあると思ひますし、かなりの法的知識あるいは専門的知識が要求される事務局員でなければいけないと思ひますけれども、今現在の事務局員の方々は、こういった形でそこに採用されているのでしょうか。労働委員会として採用されているのか、それとも、厚労省の皆さん、職員の方々が出向みたいな形になっているのか、そして平均どのぐらいそこで勤続して経験を積んでいるのか、教えてください。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

事務局職員につきましてはお尋ねでございすけれども、まず、採用につきましては、厚生労働省で一括して採用いたしました。その中で適任の者を選びまして、ローテーションで出向させているというところでございす。

それから、在籍年数でございすけれども、一般的なものにつきましては、おおむね二年ないし三年のローテーションでございすけれども、やはりこれは準司法的な手続を行う機関でございすので、先生御指摘のとおり、専門的な知識経験が必要だということで、例えば十年以上の在職経験が有する者は九人ぐらいます。最長の者は三十二年というような形でございすので、できる限り、その専門的な知識経験が生かされるような人事なりローテーションを行ってまいりたいというふうに考えているところでございす。

○小林(千)委員 適任の者を出向して二、三年のローテーションというところをお答えいただきましたけれども、ある仕事を覚える上では、二年、三年たつたらようやくと仕事を覚えなかな、ちゃんと仕事を一人前として働くには、やはり五年、七年ぐらひは必要なのじゃないか。さらに後輩の指導ということまで考えると、やはりある程度の経験を踏まないと、争点整理、立証計画、証拠調べといったような事務的な作業というものはなかなかうまく進まないのではないかと思ひます。ぜひ、この事務局体制につきましても、専門性を今後さらに深めていくという観点からの人事配置というものを強く望みたいと思ひます。

次に、地方労働委員会に対して質問をいたします。

この間、集团的労働紛争というものも、一時期よりはかなり数がふえてまいりました。もちろん、数が減った方がいいとは思ひますが、もちろん、数に減った方が少ないというものは、これはいかなものかなというふうに思うわけでございす。

例に出して申し上げますと、平成十五年、昨年度、不当労働行為の審査事件、新規の申し立てですけれども、四十七の都道府県のうち、昨年度一件も新規申し立てがなかったというのが九つの都道府県であります。そして、十五の都道府県では申し立ての件数がわずかに一件です。ですから、九足す十五で二十四。四十七の都道府県のうち半数は、年間申し立てがないか、あっても一件程度、こういう現状になっております。そして、具体的に名前を出して申しわけないんですけども、島根県では平成十一年度から昨年度まで連続五年間ゼロ件、こういったところもあるわけなんです。

では、こういった申し立ての件数がないところは労働紛争が起きていないのか。必ずしもそうではないと思ひます。先ほど申し上げました島根県では、都道府県の労働局に寄せられている総合労働相談というのは、一年間に千二百七十九件あり

ます。この千二百七十九の中には、もちろん電話相談だけで終わつたものもあるでしょう、あるいはあつせん、調停というところまで行つたものもあるかと思ひます。しかし、これだけの実績があるのに、労働委員会に寄せられているのはゼロないし一。これは、地労委というものがそこでちゃんと正常に活性化しているのかな、私はこういった疑問を抱かざるを得ません。

もちろん、各地方自治体の裁量ですとか独自性というものは重要視していかなければいけないんですけれども、やはりこの地労委が十分に機能するために、皆様方も積極的に提言ないし助言をしていく必要があるのではないかと思いますけれども、この点、現状をどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○太田政府参考人 地方労働委員会についてのお尋ねでございます。

地方労働委員会におきましては、不当労働行為事件のほかに、その約二倍に上ります労働争議の調整事案を処理しているところでございます。例えば、今お話のございました島根の地労委でございますけれども、この労働争議の調整事案、平成十五年では四件、ここ六年間では二十件程度の調整事案を処理しているところでございまして、調整事案につきましては一定の活用が図られているところでございます。

ただ、お話をいたしましたように、不当労働行為案件についてはゼロということでございまして、不当労働行為事件がないのが一番いいわけでございますけれども、やはり不当労働行為事案が発生した場合には地方労働委員会が十分機能を果たすということが大切でございまして、先ほどお話しございました、労働局に寄せられた総合労働相談の場合、あるいは今般の法改正の内容につきましても十分周知をいたしまして、必要な場合には地労委の機能が十分活用されるように、私どもも努力してまいりたいと考えているところでございます。

○小林(千)委員 ぜひ積極的な取り組みをよろし

くお願いします。

そして、今回の法改正、中労委ももちろんなんですけれども、今度、地労委じゃなくて都道府県労働委ですね、地労委についても、公益委員のあり方、あるいは事務局体制の充実化というものは同様に図られなければならないと思います。

もちろん、地労委は国から独立しているものであり、その独自性というものは尊重されなければいけないとは思ひますけれども、この法改正による各地労委に対する研修や指導といったものはどのような形でされているか。各地労委ごとでばらつきがあつてもこれは困ると思ひますし、これはどのように対応されていく予定でしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今般、新たに、中央労働委員会が都道府県労働委員会に対して助言、研修その他の援助を行うことを規定したところでございます。

その具体的な内容でございまして、まず一つは、不当労働行為事件の審査実務に係る具体的なマニュアルの作成あるいは提供を考えております。それからもう一つは、事務局職員に対する審査実務に係ります研修の実施。先ほど来お話しございましたように、やはり実務の研修が大事でございまして、研修を実施していきたいということでございます。それからもう一つは、過去の例、不当労働行為事件に関する命令とか裁判例を整理いたしまして提供していきたい。こういうことを実施することを予定しているところでございます。

○小林(千)委員 ぜひ地労委に対しまして積極的に、活性化、適正な意味で活性化していくように、お願いを申し上げておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、今この労働紛争というものの数がふえてきている、そして、かつてと違ひまして、個別労働紛争につきましても、雇用体系の変化ということで、内容も大変複雑化をしてきているところでございます。

この労働紛争の解決方法といたしましては、今回のこの労働委員会のほかにも例えば法的な措置

もあるわけで、民事裁判というのもありますし、労働審判制というものも二年後から始まることになりまして、また、都道府県の労働局による個別労働紛争解決制度というものもあるでしょうし、ひよつとしたら今後、今法務委員会がADR、裁判外紛争解決、こちらを法案審議しているところなんですけれども、民間型のADRということも市民の労働紛争解決に一つ役割を果たすのかもしれない。

こういったさまざまな労働紛争解決の手段があるわけなんですけれども、それはやはりそれぞれの独自性、特性というものを保持していると思ひます。この中で、これから労働委員会が果たすべき労働紛争解決というものはどういった特性を持っているのか。

今回、労働委員会の準司法化ということも言われておりますけれども、全くの司法化になつてしまつても私はいけないと思うんですよ。司法のように権利義務だけばつさり切られるよりも、長期的な、いい労使の関係というものを築き上げる上での労働委員会の果たすべき役割は、私は大変大きいのではないかなというふうに思ひます。でございますけれども、これからのこの労働紛争解決のさまざまな手段の中で、労働委員会の果たすべき役割とその特性というのについて、やはり最後、大臣から、どういった方向にしていかなければいけないのか、お話を伺いたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 労働委員会は、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るための行政委員会でございます。長期的に安定した労使関係を維持確保する上で、重要な役割を担っているものでございます。このところが大変大事だと思つております。特に、不当労働行為審査制度におきましては、公労使三者構成という特質を生かしながら、全体の八割近い事件が和解により解決をいたしておりますし、また、命令による解決の場合であります。裁判とは異なり、不当労働行為の再発防止措置など、将来の労使関係の基

盤を確立する観点から命令が出ております。

今回の法改正によりまして不当労働行為事件の審査の迅速化、的確化が図られることにより、長期的な労使関係の安定を確保する上で、労働委員会が果たす役割は、一層その重要性を増していくものと考えております。

○小林(千)委員 今回、迅速化、適切化という観点から、今までかつていた初審、再審査の二年、四年というのがどれだけ短縮されるのか、あるいは不服率や取り消し率というものがどれだけ低下するのかわかるものを、今後注視をしていかなければいけないというふうに思つております。

また、今回見送られた課題もございまして、例えば、いわゆる五審制の課題をどういうふうに解消して早期に解決をすることができるのか。そして、実質的証拠法則の導入、それから緊急命令の運用の見直し等が今回見送られた内容にもなつていくわけなんですけれども、ぜひとも、これからの労働委員会というものが、民訴化するのではなくて、司法の機関から尊重される労働委員会制度というふうになつていただけますように、また十五年間ばつておかれることがないように、一言意見を申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

○鴨下委員長 次に、園田康博君。

○園田(康)委員 民主党の園田康博でございます。

私からも、前国会で提案されておりました労働組合法の一部を改正する法律案の質問をさせていただきます。

ただ、昨日でございますが、基本的な社会保険あるいは社会保障制度にかかわる厚生労働委員会あるいは厚生労働省の基本的な姿勢として、さまざま、今回、大臣の御答弁を私もつぶさに拝見をさせていただきまして、大変誠実な方で、国民の生命と健康を守るという厚生労働の行政に対して、本当に前向きな御答弁をされていらっしゃるというのを私も感じてまして、ぜひ私も、人間、人と人のかかわり合いというのはやはり信頼関

係が第一番に来るものであるという観点から、少し基本的な姿勢に対して、若干疑問を持たせていただいたことがありますので、その件からまず御質問をさせていただきたいと思っております。

一昨日でございますけれども、一般質問の中で、同僚の中根康浩議員からの質問で、地方にございますけれども、社会保険事務局及び事務センターというものが設置をされておまして、それに関して、賃貸料といいますが家賃を明確にしてほしいという要求を出させていただいたところでございました。

しかしながら、大臣の御答弁は、私は本当にさすが大臣だなというふうに感じたわけでございますけれども、常識の範囲でいくならば、公開というのもあり得るであろうというお話もいただいたわけでございますけれども、残念ながら事務方の方から、ちょっとそういった趣旨ではない御発言があったわけでございます。すなわち、私が一番気にかかっている、先ほども一番最初に申し上げました基本的な姿勢の観点からいきますと、情報公開法の規定に基づきましてということで、公開しない場合もあり得ますよという趣旨の御答弁があったわけなんです。

私の理解から申し上げますと、情報公開法に基づくということであるならば、大臣、釈迦に説法でございますけれども、当然のごとく、国民の請求に基づいて、それに対して行政側が情報を公開するということでありまして、基づきというのはいずれも前提としておかしいということがあり得るわけです。ただ、情報公開法の趣旨にのっとりという形でお考えをいただきたいということであるならば、私も理解できたところでございます。その点まず、答弁に少し間違いがあったのではないのかなという気がしております。

それからもう一つ、私がいつも不満に思っている点がありました。

この情報公開法の法律の趣旨そのものからすれば、御承知のように、そもそも日本にこの理念が入ってきたときには、当然のごとく、生まれたの

はアメリカで、ライト・ツィ・ノウという国民の知る権利を認めて、一九六六年にできて、当初、できたときは、いわば行政あるいは政府が持っている情報を公開することができるという限定的な列挙、公開できるものの限定的な列挙、これが情報公開ですよということだったんです。

その後、いや、これではいけない、国民の情報というものはしっかりと政府も公開していくのが国家の姿勢であるという観点から、全面的に改正されまして、いわば国民の知る権利、あるいは国民の情報というものをしっかりと提示していきましよう。その中には、さまざまな守秘義務であるとか、いわば国家の機密事項、これに関しては公開をしないこともあり得ますよという、適用除外事項を限定的にとつたものであるというふうにもも理解をいたしました。

したがって、この法律そのものの趣旨にのっとってということではいかならば、なるべく情報というものは公開をしていくというのが基本姿勢であつてしかるべきではないのかなという気がしております。

そして、もう一つ申し上げておくならば、今回のこういった情報公開に関する法律に基づいて云々かんぬんという話のやりとりの前に、この情報そのものが、いわば今の国民の関心事であります。私たち国会議員も、国民からいわば歳費という形でいただながら自分たちの活動をさせていたいただいけるわけでございますけれども、それは国民の税金から賄われているものであつて、国民のお金であります。したがって、政党交付金でもそうですけれども、政治資金規正法にのっとりて、きちつと私たちも一つ一つ公開をしていっているという状況があります。

であるならば、大臣、私は、大臣の本当に率直な政治姿勢と、それから国民に対するさまざまな信頼回復のために、今回の要求をさせていただきました社会保険事務局及び事務センターに関しての資料、家賃ともども公開をさせていただきたいと思うわけでございますが、いかがでございますか。

うか。

○尾辻国務大臣 今の情報公開法に関する御指摘はそのとおりだと思っております。ポジティブリストからネガティブリストに変わった、それで、そのネガティブリストの中の一つにどういうところがあるかというところ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という規定がある、これはもう釈迦に説法でございますが、御承知のとおりであります。

それに触れるのか触れないのかということで、この前、委員会が終わりました後、すぐ担当者と呼んで私も聞きました。これに何で触れるんだというのを聞いたわけであります。そうしましたら、私が一つだけそれともうかなと思つたことを率直に申し上げますと、賃貸契約を結んでいまして、その賃貸契約の中に家賃を守秘義務の対象としているものがありまして、一方的に開示した場合に損害賠償を求められる可能性がある、こういうことを言いますから、それはそうかもしれないとは思いました。

その議論はあると思ひますけれども、こういうものは私どもはできるだけ皆さんにお出しするというのは基本でございますから、早速に、とにかく出す準備を、できるだけ準備をしろと。それで、そういうおそれがあるのなら、家主さんたちに出しますよという了解を改めてとれば出せるだろうということを言ひまして、今必死でその作業をいたしておるところでございます。

それで、十一月二日、来週の火曜日には何とか結果を、そういう出せるもの全部をお出しするつもりでおりますので、お待ちいただきますようにお願いを申し上げます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

大臣の大変積極的な姿勢というものに私も感銘をするわけでございますけれども、二日に今度一般質問が予定をされておりますので、ぜひそれまでにお出しをいただきたいと思うわけでございます。

可能な限り、そうしますと、一日いっぱいでお出しをいただければ、私ももしつかりと次の二日の質疑の中で、さまざまな疑問点、さらに疑問点が生じたならば、その場で質問ができるのではないかなというふうな気がいたしております。したがひまして、私どもからの要求といたしましては、一日中ということをお願いしておきたいと思ひます。

さらに、今大臣がおつしやいました、契約に際して、家賃は守秘義務にしますよという契約を結ばれたということでございますけれども、これももう一つ、どうしてなのかなという疑問がさらに出てくるわけでございます。

大臣も今うなずいていらつしやるわけでございますけれども、詳細にしましては、これもさまざまな議論がこれから出てくるのではないかなと思ひます。そうわけでございますが、できましたら、その守秘義務というものを課した契約書がもちろん存在をしているところだと思ひますし、大臣もごらんになつていらっしゃるかなと推察をいたしましけれども、であるならば、その契約書のコピーでも結構でございますので、ぜひ御提示をしていただけないかと思ひます。

すなわち、そこで例えば公開ができない部分があるとするならば、これは部分公開という形で、その契約書の内容に関して、非公開の部分は消して提示するという方法もさまざまな部分でとられていくわけでございますので、ぜひそれをお願いしたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 家賃を守秘義務にするということを決めたのは、恐らく家主さんの事情やいろいろあるんでしょうが、そこところがいまいいか悪いのかということとは、また御議論をいただきたいと思ひます。

それはそれといたしまして、今お話し十一月一日中に、出せるものは全部出します。それから、当該部分のコピーもお渡しをいたします。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

本当に前向きな御答弁をいただきまして、これで信頼関係を結んだ上で、私どももしつかりと御質問をさせていただきたいと思うわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、私も、今回の労働組合法の一部を改正する法律案、大変すばらしい法律をようやく提示をしていただいて、一刻も早くこの内容に取りかかっていかなければいけなかったんではないかなという気がいたしております、それはやはり私も含めて反省をしていなければいけないというふうに考えております。

そこで、これまで三名ほど私どもの同僚議員から質問をさせていただきまして、なるべく重複を避けたいというふうに考えておりますけれども、まず、先ほど小林議員からお話がありましてけれども、今回の労働委員会の役割というものを、もう一度大臣の言葉で明確にさせていただきたいと思うわけでございます。

すなわち、私もさまざまな相談を受けてきた部分の中に、使用者側と労働者の対立軸の中で、さまざまな法律の誤解やら、まだ無知の部分で、いわば紛争にまで至らない部分で解決できるものがあれば、それはそれで解決していく方がやはり妥当な部分ではないのかなという気がしているんです。

残念ながら、先ほども申し上げましたように、人間対人間といきますと、どうしても、不信感が生まれてしまいますと、そこから一歩も外に出ない、お互いに歩み寄らないという部分が出てきてしまいますよね。そうしますと、残念ながら当事者同士では解決できない部分というものがあ

る。だからといって、これも重複になりますけれども、それを権利義務関係に基づいて法律関係でばしっと切ってしまうということでは、人間対人間ですから、やはり温かみも消されてしまうという部分。だからこそ、同じ職場の中で、しかも健全な労使関係を構築していくという意味では、この労働委員会の果たす役割というのは大変重要な位置を占めるんじゃないのかなという気がしております。

ますし、これからの役割としては大変重要なものになってくる。

しかも、今の社会状況のさまざまな変化の中で、大変残念なことに会社を閉鎖しなければいけなくなってしまうたあたりとか、リストラをせざるを得なくなってしまうたということで、大変疲弊をしまっている部分もあるわけなんです。それを救う一つの大きな機関、行政機関として、私は、もつとこの労働委員会というものが、地方あるいは中央に限らず、大きな役割を重要なものとして占めていかなければいけないというふうに考えているんですが、大臣のお考えはいかがでしょう。

○尾辻国務大臣 先ほど来お答え申し上げておるところでございますけれども、労働委員会といいますものは、長期に安定した労使関係を維持確保する上で重要な役割を担っている、このところが一番大事な部分だと思っております。

裁判で白黒決着をつけますと、それは理屈では決着がつくかもしれませんが、しかし、人間対人間、ではその後どうなるのということがありますから、労働委員会のように和解で事を解決する、その方がいい面も多々あると思いますし、率直に申し上げますと、日本の文化、我々の文化というのは、大体そういうものの方が何となく合っているというふうな気もいたします。

したがって、そういうことでこの労働委員会の役割というのは極めて大きいものがある、こういうふうにご認識しておるところでございます。

○委員長退席、大村委員長代理着席

○園田(康)委員 そうしますと、やはり人間対人間という関係の中においてはこの労働委員会の役割というのが大変大切だ、しかも、社会状況の変化によつてはそれをきちんとらえて対応していかなければいけないという御答弁だったと思えますけれども、であるならば、今回の大変重要なポイントの一つに和解というものがあ

るんだということでございます。私も、今回、この組合法の改正の中で、一番の

ポイントとしては、やはりこの和解という部分だというふうに理解をしております、これが明記されたというのは、本当に大きな前進を生んだものではなかったかなという気がしています。

それでは、個別具体的な質問をさせていただきたいと思っております。時間の関係上、副大臣にもというふうに考えていたんですが、後ほど副大臣にはお考えもお聞かせいただきたい部分をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、二十八条からの話でございますけれども、二十八条から三十二条の四までの関係で、今回、罰則規定について上限額を引き上げていくという部分がございました。しかも、今回は罰金とともに過料を上げていくという部分があつたわけでございます。

一つ考えられるのは、長年、この労組法の改正案がなかなか出されてこなかったわけでございますので、その分のいわば物価指数的な社会変動になかなか追いついていないなかった、いわば五十年前の試算でなされていたという形がありますので、これは妥当な、上限額を引き上げるとい

のは私も当然のことだというふうに考えてはおりますけれども、ただ、救済命令の実効性を確保する措置としては、果たして本当に十分なものであるのかという疑念を、一方で私はまだこれでも抱いているところでございます。

したがって、労働関係法全体に言えることではないのかなという気がしているんですけれども、こういう指摘も実はあつたんですね。つまり、罰金額はそれだけのものか、だったら、別にこれを守る必要もないじゃないかというふうに言われてしまった部分もあつたんですね。抑制措置として考えるものではないという御意見もあるうかと思

いますけれども、その辺の兼ね合いの中で、この引き上げの根拠と、それから、果たして実効性として足るものであるのかどうかという点を、ぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正におきます罰金あるいは過料の引き上げについてでございますけれども、お話ししましたように、労働組合法におきましては、救済命令違反等に対する罰金あるいは過料の上限額の引き上げが行われてこなかったということでございまして、救済命令等の実効性を確保する観点から十分でなかったということがございます。

こういう観点から、お話ししました、貨幣価値の変動に対応いたしました、あるいは他の類例の罰則の引き上げに合わせた形で、罰金と過料の上限額を引き上げることとしたものでございます。

具体的には、例えば、確定判決により支持された救済命令違反は、従来これは十万円以下の罰金だったものを百万円以下の罰金ということで、十倍に引き上げる。それから、緊急命令違反、確定命令違反につきましては、十万円以下の過料だったものが五十万円以下の過料ということでございます。まして、これは、五十万というのは過料の中で原則として最高額ということでございます。

したがって、他の類例の罰則の引き上げに合わせた金額を引き上げたものでございまして、ほかの制度と比べましても決して遜色のない、適正な水準になっているものでございまして、これの実効性の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○園田(康)委員 ありがとうございます。

今の御説明で一部納得する部分はありますけれども、当然のごとく、これからはさまざまな観点から見直しが図られるという部分においては、先ほど申し上げましたように、社会変動の変革などもきちんと加味しながら、ポイントやはり実効性を担保するというところにあるうかと私は考えておりますので、何も殊さら上げていけばそれではないという話ではないというふうに考えておりますけれども、その実効性を担保するための措置として、これも一つの手段としてお考えをいただきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、今回、さまざまな検討課題

で、残されてしまった課題というものがあつたわけ
でございませう。研究会報告の中にも何点か明らか
になつておつたわけですし、先ほど小林議員、あ
るいは城島議員、内山議員からも御指摘があつた
わけでございますけれども、不幸にも中央労働委
員会、再審査でも結果が見られなかつた、妥結を
しなかつたという形にいけば、最終的に裁判所に
提起をするという形になつてくるかなと思つたわ
けでございます。

法律でいいますと二十七条の二十で、その際
に、使用者が裁判所に提訴を行ったときには、労
働委員会の申し立てに基づいて、裁判所が、判決
が確定するまで使用者に対して救済命令等に従う
旨を命ずることという形で、いわば緊急命令とい
うものがこの中で規定をされているわけございま
す。それはある種の仮処分的な部分でありまし
て、今回のこの労組法改正の中身で、結論が出る
までに、結審するまでに委員会でも大変時間がか
かる。それでもまだ決着がつかなければ、さらに
裁判でいく、審級をしていくという形になつてい
くわけなんですけれども、これに際して、また裁
判で三審制を行うという形になれば、結論が出る
までに大変長い期間がかかつてしまふ。したがつ
て、それを防ぐためにもこの緊急命令という制度
をこの中で明記して、そして、いわば結論が出る
までの仮処分的な措置としてこの規定を設けて、
権利を守る、人権を守つていこうという形で規定
をされているものだというふうに私も理解をして
いるんです。

まず、この緊急命令の発出状況でございます
が、ちよつとこれは平成十五年の部分で結構で
ございませうので、御提示をしていただきたいと思
います。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

取り消し訴訟の係属中に判決確定まで救済命令
の一部とかあるいは全部を履行させるといふ、い
わゆる緊急命令、この決定件数でございませうけ
ども、今手元にある数字で、平成六年から十五年
の十年間で二十九件、それから平成十三年から十

五年の三年間で十一件、こんな状況でございま
す。

○園田(康)委員 そうしますと、発出状況はそう
いう形でございませうけれども、訴えを提起してか
らこの緊急命令が出た日、すなわち、先ほど申し
上げましたように、結論が最終的に出るまでに大
変時間がかかるから、仮処分ですぐさま緊急に命
令をまず最初に出しておきましょうという形でご
ざいませう。まず保全をしておいて、それからゆつ
くり内容については審議をしておいて、それから
でございませうけれども、この緊急命令が出た日と
いうものが、いわばその最終的な結論、判決が出
た日に大変近いのではないかとということがあつ
たけれども、その点はいかがでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

具体的に緊急命令がいつ出されているかとい
うことでございませうけれども、特に、御指摘のと
おり、判決に近いのではないかとこの点についてお
答え申し上げますと、緊急命令のうち、本案判決
と同日に決定された件数が、平成六年から十五年
の十年間で二十九件のうち十五件、五二%、約半
数ということでございます。それより前に出たも
のが十四件ということでございます。それから、
平成十三年から十五年の三年間では、同日という
のが十一件のうちの十件ということでございます
で、九一%ということでございます。

御指摘のとおり、取り消し訴訟の本案判決と緊
急命令が出されるのが非常に近くなつていて、同
日に出されることも多くなつてきているというこ
とでございます。

○園田(康)委員 そうしますと、この緊急命令、
こういう規定は確かにあつたとしても、今大臣も
お聞きになつていらつしやうと思ふんですけれ
ども、判決と同じ日に出してしまうという中で、こ
の法律の規定の趣旨からすれば、意味のない規定
になつてしまつていふんじゃないかなという気が
してゐるんですね。

したがいまして、この規定の趣旨というものを
もつともつとちよつと確保していく、担保してい

くということをするれば、運用上の見直しという点
も考えられるでしょうし、私からすれば、条文中
の規定で、何かもつと工夫を今後凝らすこともで
きないのであるうかというところを思つてゐるわ
けでございます。

したが、何らかの形で、緊急命令が発せら
れる期間というものをこの条文中に規定すること
はできないのか、あるいは、研究会等の中でそう
いう議論があつたかどうか、今後の議論の参考と
して御披露いただきたいと思ひます。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

緊急命令が発せられる場合の期間の限定とい
うことでございませうけれども、まず、裁判所が緊
急命令を発する場合には、やはり救済命令の適法性
につきまして一定の心証を得ることが必要である
ということがございませう。こうした観点から、緊
急命令の発出期間につきましては限定がついてい
ないということでございます。

もしこれを限定するとうなるかということ
でございまして、当該期間の限定がついていま
す、期間までに救済命令の適法性につきまして心
証を得られなかつた場合、裁判所が申し立てを棄
却または却下することになりまして、かえつて緊
急命令の発出そのものを抑制し兼ねない、そうい
う観点があるのではないかと思つております。

研究会における検討状況でございますけれども、
も、その期間の限定そのものにつきましては検討
されておられませんけれども、確かに、先生御指摘
のとおり、早く出した方がいんじやないかとい
うような御議論もございました。具体的に緊急命
令の早期発出を促すための要件を法定したらどう
かということも検討されたわけでございませうけ
ども、それによつてかえつて緊急命令の対象が限
定されるのではないかという問題もございまし
て、困難ではないかという指摘もあつたところで
ございまして、具体的な検討には至らなかつた
という経過がございませう。

○園田(康)委員 具体的な検討に至らなかつた

いうことでございませうけれども、やはりこれも裁
判管轄の問題ではあるうかと思ひますので、十分
今後関係機関との調整を図りながら協議をして
いつていただきたいと思ひますし、とりもなおさ
ず、この規定そのものの趣旨というものを、もう
一度原点に返つていただいて、救済という、保護
という観点から議論をしていただきたいと思ひ
ます。

あくまでも、先ほど大臣もおつしやつていた
きましたように、これは労使関係の健全な関係を
構築していくための法律でありますし、制度であ
りますから、裁判所に訴えた場合の話ですから、
裁判規定にのつとつてしまふというのが当然のこ
ともかもしれませんけれども、当然のごとく、その
前段の中で、労働委員会の中でもこういう話をや
はりきちつとした上で、それが裁判の過程の訴状
の中にもきちつと影響を及ぼす形へと発展的に考
えていただきたいというふうな、要望だけ私から
させていただきたいと思つております。

それから、ちよつと時間がなくなつてまいり
ましたので、最後の質問という形になつてしまひ
ますけれども、先ほども少し、審級省略について
御指摘を同僚議員からさせていただいたわけで
ございませう。いわば今回の課題として残されて
しまつた審級省略でございます。

今の緊急命令とも関連をいたしますけれども、
中労委で再審査になるわけでございませうけれど
も、そこでとまつてしまつて、なかなか結論まで
時間がかかつてしまつていふのが現状だと思
つてゐるわけでございませう。

平成十五年の新規申し立て、先ほども少し話
がありましたけれども、資料でいいますと、六十
五件の新規申し立て、係属件数としてあるわけで
ございまして、最終的な終結状況といたしまして
は五十七件、いわば同じような、六十五件の新規
に対して五十七件の解決、終結という形になつて
いるわけでございませうけれども、問題は、前年
からの繰り越しが二百六十二件もあるわけなん
です。ずつとさかのぼつていきましたと、大体、昭和

先ほど申し上げましたが、全体で千七百七十九日かかっている。その内訳は、労働者からの申し立てがあつて審問の開始までが百九十七日、大体六カ月以上かかっています。それから二つ目に、地労委で行う実際の不当労働行為の審問期間、これは結審までで六百六十一日、約一年八カ月。そして三つ目に、結審してから命令書交付までが三百二十一日、約九カ月。

このように見ますと、裁判に置きかえると、実際に法廷で争う期間である審問期間というのが六百六十一日に対して、その前段階の審問開始までが百九十七、そして結審してから命令書を作成し交付するまでが三百二十一日ですから、この真ん中を除く前と後ろを合わせると五百十八日になります。ですから、一般に審査の遅延、長期化と言いますけれども、実際には、審問期間そのもので見ますと、そのうち五六%なんです。

私がお尋ねしたいのは、では、なぜ地労委で審問の開始までの準備の期間と結審してから命令書交付までに五百十八日、一年五カ月かかるのか、これについてお尋ねしたい。

○太田政府参考人 今具体的な御指摘をいただきましたとおり、初審、地労委におきましては、審問期間が大変長くなっております。約六割というところで特に長期化が目立ってきているところでございます。

その要因でございますけれども、やはり、先ほど申し上げたとおり、審問開始前の争点整理が不十分で、証人尋問が当事者主導で、当事者が出してくれば証人を受けるといふような形で、非常に当事者主導の形で行われているということが一つ挙げられると思います。それからもう一つは、先ほど来議論がございすけれども、やはりローテーション人事等によりまして、事務局職員に専門的な知識経験が蓄積されたい、こういうことがあるんじゃないかと思っております。

今が初審の状況でございますけれども、一方、再審査の方はちょっと状況が変わっております、むしろ結審後の命令書交付までの期間が七

割ということでございます。この長期化が目立っているわけでございます。

この要因は、やはり初審と同様に、事務局職員の専門性の問題があるわけでございますけれども、先ほど申し上げました公益委員十五人全員の合議で命令を決定しているために、合議の日程確保が困難となるという場合があるわけでございます。ですから、審問なり審査の長期化の理由につきましては、初審と再審査で若干理由が異なっているのではないかとこのように考えているところでございます。

○山口(審)委員 私は、まず初審の方、地労委の方を問題にしたいんですね。審問期間の、実際に当たる問題と、私はそれを分けて、前後が長期化しているのはなぜかという話を聞いたんですけれども、今の答弁ですと、この前後の問題で言うところ、職員の、頑張っている問題があるんだというお話だったと思うんです。

それで、もう一つの再審の方なんですけれども、私がお尋ねしたい間にもう、少しその話に踏み込んでしまつたんですけれども、地労委の救済命令に対して、使用者側や労働者側が不服の場合、再審査を申し立てるわけなんですけれども、中央労働委員会の方の再審の段階別平均処理日数の内訳、これもあるんですが、JRの事件を除いた日数というのがあります。これを見ますと、不服申し立てから審査開始までが二百七十一日かかっています。それから、審査を開始してから結審までは、わずか三十一日、一カ月で終わつちゃうんです。そして問題は、結審から命令書の交付までが四百八十四日かかっている。一年以上これにかかるわけですね。

ですから、実際の審問が約一カ月なのに、その他の日数が二年一カ月に及ぶ、そういう事態が起きている。最近とはにかくこの種の報告書を読ませていただくと驚くことばかりなんですけれども、これも私が最近驚いた一つなんです。それで、既に答弁がありましたけれども、問題

になつてきますのは、一般的に審査期間の長期化とよく言いますけれども、その中身を見ていくと、審問期間が長期化しているわけじゃない。実際の審問をやつた後の命令書の交付まで、そこに初審でも再審でもかなりの時間がかかっている。こうなりますと、やはり地労委、中労委の体制が現状では不十分ではないか。

特に、きょうは問題になっておりますが、教育訓練された専門の職員の体制がやはり弱い。この点では、研修の強化も含めまして体制上の充実が必要じゃないかというふうに考えるんですが、この点はいかがですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

事務局体制の強化でございますけれども、不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会報告、平成十五年七月に出ておりますけれども、ここでは、労働委員会における不当労働行為審査に要する日数が長期化していることの理由の一つとして、今お話のございました、公益委員が非常勤であるため、みずから行い得る業務量に限界があることに加えて、事務局職員の多くはローテーション人事で三年程度で異動すること等から、迅速な事件処理に必要な知識経験が蓄積されたいこと、こういうことで、事務局体制が不十分であるというようにことが挙げられているところでございます。

私もとしましては、この建議の指摘を踏まえて、職員研修の充実なりあるいはその専門性の向上あるいは事務局体制の整備、こういうことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○山口(審)委員 もう一点、研修の方はどうなんですか。そういう専門性を高めるための研修、これは今後どうなるんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。専門性を高めて審査の迅速化、的確化を図るといふのは大変重要な観点でございますので、職員の研修につきましても充実いたしますので、その専門性の向上を図つてまいりたいというふうに考えて

いるところでございます。

○山口(審)委員 では、少しこの法案の条文のことをお尋ねしたいんですが、今回の改正案を見ますと、二十七条の六に「審査の計画」というものが新たに新設されます。これは、長期化する審査を迅速化するために計画的審査を進めるのだということなんですけれども、きょう私も指摘しましたように、実際の審問以外の日数は、地労委で五百十八日、中労委で、昨年ですけれども七百五十五日かかっているわけですが、この計画的審査という条文を新設しますと、これは相当程度に短縮される、そういう見通しなり保証というのは一体どこに求められるんですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

先生から先ほど御指摘ございましたように、特に初審におきまして、第一回の審問から結審までの期間というのが非常に長くなっている、大体五六%の期間というようにございす。なぜこんなに時間がかかっているかということの理由の一つは、やはり地労委におきましては、当事者の求めに従つて、事件の争点と関係の薄いものも含めて多数の証人尋問が行われるなど、審問が必ずしも計画的に行われていないということがあつたのではないかと考えております。したがしまして、審査計画を作成することによりまして、審問開始前の段階で争点整理が十分に行われまして、必要な証拠が整理されることによりまして、審問も短くなりますし、あるいは命令書の作成も迅速に行われるようになることとございまして、その結果、審問の期間、あるいは結審から命令書交付までの期間も短縮するものではないかと考えているところでございます。

○山口(審)委員 となりますと、結局、問題はその中身になつてくると思うんですね。つまり、期間が短くなつたからこれでよしとするわけじゃなくて、起こつてきている不当労働行為に対して地労委、中労委がきちんとした判断ができるという、中身がよいよ問われるということになると思ふんです。

それで、二十七条の六の第二項の第二号、少し長いですが、ここで、審問を行う期間及び回数並びに尋問する証人の人数というものが定められている。私が危惧しますのは、この条文の実際の運用の場合、審問期間以外の、それこそ日数を大幅に短縮することによって、審査の迅速化という名前のもとで、今不当労働行為はなかなか複雑化しているわけですが、それについて労働者側の分析だとか立証する準備の期間、それからまた使用者側のさまざまな主張への反論の期間、こういうものの時間的余裕が失われるような、そういう迅速化というのはとても私は問題があるというふうに思っています。必要な証人の確保の点でも、これは期間を短くしなきゃいけないんだということとその確保がおりないということのようなことはあってはいけません。

この点で、私は大臣に、この法改正によって、その運用上、特に不当労働行為について訴えている労働者側に不利益が起らないこと、その自身の迅速化じゃなくて、これは解決のための迅速化だということを明確にさせていただきたいと思っています。

○尾辻国務大臣 これはもう申し上げるまでもなく、審査の過程におきまして、事実認定に必要な主張、立証の機会が当事者に対して十分保障されるということが極めて重要なことでございます。したがって、早ければいいということではないというのを申し上げたところであります。

そして、今回、審査計画を作成するという点になりましたが、そして今お示しのような規定もございまして、まず、その作成に当たりまして当事者双方の意見を聞かなければならない、こういうふうな言っておりますから、今御懸念のようなことはないと私どもは考えております。

○山口(富)委員 この運用に当たって、十分その点は留意していただきたいと思います。

さて、もう一点、実際に不当労働行為にかかわって仕事をいたします中労委の問題でお尋ねし

たいんですが、中央労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成します準司法的な機関になるわけですが、当然その委員の方々は、その分野の専門的な見識が必要であると同時に、任命に当たっては公平性が保たれることが極めて大事だということに思っています。

それで、この間、労働者委員については、この七期十四年間、連合が推薦する委員だけが任命されている。これに対して、これは極めて不公平、不公正だということで裁判にもなっているわけですが、調べてみますと、労働者委員の任命につきましては、一九四九年七月二十九日、当時は労働省でしたけれども、事務次官通達というのがあります。地方労働委員会の任命について、いわゆる五四号通達というものですが、この中で、委員の選考に当たっては、系統別の組合員数に比例させるべきであるという定めになっているんですが、現実にはこれが実行されていない。しかも、これは国内で問題になっているだけでなく、世界で問題になっているわけですね。

一昨年ILOが、これは二〇〇二年六月ですがけれども、すべての代表的な労働組合に対して公平かつ平等な取り扱いを求めるという勧告をしております。そして、昨年の三月には、それが実施されていないということ、一層踏み込んで、次のような勧告をしております。「中央労働委員会の委員任命については、委員会の勧告を受けた後であり、現に存在する中央労働委員会の構成の不均衡を是正する機会が最近あったにもかかわらず、地方労働委員会と同様のことはならず、この不均衡が二年間存続することが決定してしまったことに遺憾の念をもって留意する。」これは前回のことで、「委員会」は、政府が第二十八期の委員任命の機会か、あるいは現委員の任期中にも労働者委員に欠員が生じた場合には、それよりも早い段階で、この不均衡を是正する措置を執ることを希望する。委員会は、この件の進捗に関し引き続き情報提供されることを要請する。」こういう勧告を出しております。

この勧告に関連して何点かお尋ねしますけれども、まず確認しておきたいのは、既存の組合の状況に応じて委員を任命すべきだという点なんですが、今、最新の労働組合基礎調査で、連合の組合員数と、全労連プラス純中立労組懇の組合員数、その比率はどうなっているのか、示していただきたい。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

厚生労働省で行っております平成十五年の労働組合基礎調査の数字でございますけれども、平成十五年六月末時点で、連合の組合員数が約六百八十一万人でございます。それから、手元にありますのは全労連と全労協の合計の数字でございますけれども、約百十六万人でございます。(山口(富)委員「その比率は」と呼ぶ)その比率は、五・九対一でございます。

○山口(富)委員 五・九対一、わかりやすく六対一と言ってもらいたいと思いますが、これが労働者委員の任命に当たって反映されていないわけですね。

それで、このILOの対日勧告の問題なんですけれども、これが厚生労働省によってどのように検討されたのか。それから、ILOは報告を求めているわけですが、この報告はどうなっているのか、これも示していただきたい。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど先生からお話ございましたとおり、平成十五年の三月に、ILOの結社の自由委員会の報告におきまして、政府が第二十八期の委員任命の機会か、その欠員が生じた場合にはそれよりも早い段階で不均衡を是正する措置をとることを希望する、こういう旨の記述があることは承知しているところでございます。こういうことを受けまして、私どもとしては、中央労働委員会の労働者委員につきましては、内閣総理大臣が、労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい適格者を種々の要素を総合的に勘案して任命しているところでございます。私どもとしては、中央労働委員会の任命

はこれまでも公平に行われてきていると考えているところでございます。今回、二十八期の任命に当たっても適切に対応してまいりたいと思っております。

ILOに対しては、前回の指摘につきましても報告しておりますけれども、今回の任命に当たっても、任命が終わった段階で報告をさせていただきますというふうに考えております。

○山口(富)委員 どうもなかなか矛盾に満ちた答弁だと思えます。一方で労働組合の比率で五・九対一という答弁をしながら、実際の任命に当たっては、それが反映されていないのに公平であるというわけですから。

私、大臣に重ねてお尋ねしたいんですけれども、十四年間労働者委員が特定のところに独占されているんですが、連合の皆さんが推薦されている候補者の方が大変すぐれていて、いわば労働者委員としての能力や資質にすぐれているけれども、純中立懇や全労連の推薦されている方々はこの点で劣っている、そういう考え方なんですか。

○尾辻国務大臣 決してそういうことではないと思います。

先ほど来答弁申し上げておりますことの繰り返しになりますが、中央労働委員会の労働者委員は、内閣総理大臣が、労働組合の推薦を受けた者の中から、労働者一般の利益を代表するにふさわしい適格者を種々の要素を総合的に勘案して任命しているところでございます。これまでの委員任命におきましても、そのような考え方で任命が行われてきたところであります。結果として、連合に加盟する労働組合から推薦のあった者のみが委員に就任をしたということでございます。

○山口(富)委員 その結果としてというところで、現実には、厚生労働省が以前出した通牒にも反する事態が起こっているわけですね。これはやはりおかしいというので、国内でも裁判にも訴えられましたし、それからILOという国際機関からも批判を浴びている。

特に、ILOの批判というのは非常に国際政治の中で重い意味を持つんですね。それは、あの組織が二十世紀の前半から生まれているということだけにとどまりません。今国際社会というのは、人権問題それから労働者の権利の問題でいいますと、これはやはり一国内の問題としてだけではなくて国際問題として見るわけです。例えば、日本の働いている方、労働者の皆さんが権利侵害を受けていたら、それは日本の問題としてだけではなくて、世界の労働者の問題として見るわけですね。

ですから私は、ILOがこれだけ繰り返し危惧を表明して是正を求めているんですしたら、今回の二十八期の任命に当たって、これは当然厚労大臣、尾辻大臣の上を通っていくわけですから、そのときに、その公平さがきちんと貫かれるように、重ねて大臣に、その点は私確認しておきたいと思えます。どうぞ。

○尾辻国務大臣 この人事権は総理にございます。したがって、最後は総理の判断でございますが、総理も、今言われたようなことも含めて、司法の判断など見ながら判断をするんだらう、こういうふうに考えます。

○山口(憲)委員 重ね重ねになりますが、では公平な任命に徹するというふうに答えをいただいたということよろしいんですね。

○尾辻国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、労働者の一般の利益を代表するにふさわしい適格者を種々の要素を総合的に勘案して任命されている、このように考えております。

○山口(憲)委員 この間、国会では二十八期の公益委員の同意をいたしましたけれども、労働者委員につきましてもきちんとした公平さが保たれるように、重ねて求めておきたいと思えます。

最後になると思うんですが、ちよつと労働組合に関連して、最近話題になりました事例で、プロ野球労組の問題をちよつと取り上げておきたいんです。

それで、これは国民的な関心と呼んだわけですが、

けれども、その中でも特に、私たちがこれはどうなっているんだと思いたのは、七月八日なんですけれども、選手会の古田会長がオーナー陣との会談を求めた際に、当時の読売巨人の渡辺オーナーが、無礼なことを言うな、分をわきまえなさいとか、たかが選手という話をしたわけですね。これは私は本当に驚くべき発言で、続いて、オーナーと対等に話をするなんて協約上根拠は一つもないということまで言っていました。

それで、確認しておきたいんですが、プロ野球選手会は労働組合法上どのような組織なのか、この点確認したいと思えます。

○太田政府参考人 プロ野球選手会でございますけれども、これにつきましては、昭和六十年に東京都の労働委員会から労働組合法の規定に適合する旨の証明を受けた労働組合であるというふうに承知しているところでございます。

○山口(憲)委員 労働組合なんですね。ということは、プロ野球労組が労働組合法上法人として労働組合ですから、あるオーナーが言った、対等に話をするなんて云々という話は、これは労働組合法の第一条にある、「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進する」という、この法の趣旨に反する発言になってしまう、そういうことになるんじゃないですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

労働組合法の一条でございますけれども、今先生からお話ございましたとおり、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること」と、「これを基本目的としているわけでございます。伝えられる発言が仮に事実とするならば、このような労働組合法一条の趣旨にかながみましますと必ずしも適当なものではないのではないかというふうに考えているところでございます。

○山口(憲)委員 必ずしもどころか、その発言をしたのはみんな知っているんですから。これは労働組合法の一条に反するんです。

それからもう一つは、損害賠償という発言が

あったんですね。今度の労組のストライキで選手会がストをするなら損害賠償を請求するという、とんでもない発言があった。一般に、労働組合が憲法で保障されている労働三権を行使した場合に、正当な行動に対しては、損害賠償を求めたり、刑事訴追を求めたり、民事損害賠償を請求することはできないはずなんですけれども、この点はどうですか。

○太田政府参考人 今お尋ねの点につきまして、労働組合法八条に規定がございまして、労働組合が労働条件に関する事項につきまして団体交渉を行い、その要求を貫徹する手段として行う正当なストライキについては、民事上の責任が免責されることになっているところでございます。

○山口(憲)委員 ですから、今回のプロ野球労組をめぐる問題では、私は、いわゆるオーナー側と言われる人たちの発言には労働組合法に反する数々の発言があったというのを直視しなきゃいけないというふうに思っています。答弁のように、労働組合として認められている、そしてストライキにしても、それは正当な要求に基づく行為なんですから、それへの損害賠償を請求するようなことはできないということですか。

今プロ野球をめぐるいろいろなことが起きておりますけれども、少なくとも球団側を担っている方というのは、大体大企業なんですね。その大きな企業というのは、今みずから、企業の社会的責任の問題ですとか、それから法令遵守義務というのを盛んに議論しているところなんです。

私は、尾辻大臣にお願いしたいんですけれども、こういう国民的な非常に関心のあることです。そして、きょう冒頭に、労働組合、この労働三権を守るといふのは国民の人権にとって非常に大事だと言いましたけれども、こういう問題に反するような言動をやっているわけですから、これはやはり嚴重注意、きちんと厚生労働大臣として、この分野を扱う方としてきちんと物を言った方がいいんじゃないかと思うんですが、この点、最後にお尋ねしておきます。

○尾辻国務大臣 報道以上に発言の詳細を承知はしておりませんし、また、この発言に対して直接私どもが指導する立場にはございません。しかし、労働行政を預かる立場から申し上げますと、労使が対等に話し合うというのは一番の基本でございますから、そうした労使関係の基本精神に照らし合わせまして必ずしもふさわしい発言ではなかった、こういうふうには感じております。

○山口(憲)委員 時間が参りましたので終わりますが、感じていらっしゃるならきちんと物を申すべきだと申し上げて、終わります。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

お昼を回ります時間の中、皆さん大変御苦勞さまで。私は、貴重な時間をちよつだいいたしたしたので、冒頭、せんだつてもお尋ね申し上げますが、新潟県の中越地震について、引き続き質疑をさせていただきます。

きょうも大変に寒い朝でございました。冷え込みがきつからうと思えます。実は私は、議員になります前、いわゆる阪神・淡路の大震災を経験いたしましたときに、震災の二日後から現地に入りまして、いろいろな救援活動をしてまいりました。今回、この中越地震に際しまして、やはり一日も早く現地を見てみたい、かつ、せんだつても申しました、不要な死をお一人でもなくすために自分が何をすればよいかということで、現在議員という立場にありますので、この場で質問する機会も得させていただいておりますので、ぜひ尾辻大臣にお願いがございます。

私がせんだつてここで質問して、そしてきょう、またこの質問に至る間にも、またお一人、四十八歳の女性が車の中に寝泊まりしておられて亡くなりました。飛行機でいうところのエコノミークラス症候群のように、足を伸ばせないと。それから、実は、今寒うございますから、夜中にお手洗いに立つのを、どうしても車から一回出なさいけませんので、それを防ぐために飲料水を

制限してしまう。動かない、そして飲み物も飲まない。そして、残念なことに、まだ避難所の食事は乾き物も多すぎますし、世で言うところのバランスのいい食事とはとてもいきませんから、結果的にそうしたいいわゆる成人病の本来にきわみであるところの心筋梗塞、脳梗塞、脳血管障害、いろんなことが今にも起こるんじゃないかという不安をすごく強めております。

そして、私がせんだってここでお願いいたしましたのは、今の、体育館に避難する、あるいは、神戸のときはなかったことですが、たくさんの方が校庭にとまって、そこで一夜を明かす、一方で仮設住宅の建設を待つというような方式は、季節柄もありますし、それから神戸の大震災で学んだことから見ても、今回の救援では根本的に発想を転換していただきたい。それが、尾辻大臣のおっしゃる予防、すなわち、そこにそういう状態で置けば起こり得る次の事態を未然に予防するため、私たちは悲しい経験から学んでいるんだと思うのです。

今、村田防災大臣を筆頭に、与党はこの対策に全力を挙げておられますが、でも、私の見るところ、また相変わらず仮設住宅。あるいは、今の場合本場に一番深刻なのは、神戸の場合は火災が引き続いて起きて、それが非常に深刻でしたが、今のこの地震は、余震とはいえ、また昨日も大変に現地も揺れましたし、一昨日も揺れて、一度は避難してきている方が、家にとりに帰ってまた二次災害になるのではないかと、しかし家のそばにいたいという不安な気持ちがあり、非常に複雑な心的状況の中に置かれております。

私は、こうしたときであるからこそ、例えば自治体が、県内といわず近隣の保養所や施設を協定を結んで借り上げてでも、とにかく希望者があればそこに移していただきたい。そのための、今回はぜひとも取り組んでいただきたいことが、やはり後手に回っていると思うのです。

例えば、クーポン券をお出します。宿泊クーポン券でもよろしゅうございます。その前にま

ず、例えば東海沖地震を経験しております静岡県ですと、県が保養所と協定をもう既に結んでおります、事前に。そして、私はこの場でこの前お願いしたときに、新潟県の場合はどうであるのか、もちろん県の自治的なかわりもあることです。が、そういうことに積極的に国が支援しますということをお願いいただければ、県ももっと積極的に動くのではないかと。

具体的には、全部の情報を行政が集め切れませんので、先ほど申しましたクーポン券のような、宿泊クーポン券でも構いません、御利用いただければ、とにかく今本場に、普通の四十歳の女性が車の中で死ぬなんて、ないことが起こりますから、そういう方向にぜひとも具体的に大臣としてお進めいただきたいと思っております。

せんだって前向きな答弁はいただきましたので、その次のステップ、ではなぜそこから進んでいないんだ。もう既に二日たちました。また寒いから、私はきょうも不安です。また同じことが起こるのではないかと。大臣のお考えと、具体策についての取り組みを伺わせていただきます。

○尾辻国務大臣 まず、現地に足をお運びいただきましたこと、感謝も申し上げ、まことに御苦労さまでございました。そしてまた、今は、そうした現地を見ていただいた貴重なお話をお聞かせいただきましました。

実は私、けさも、今お話しのようなことを私自身思いましたから、何でもこんなことが起こるんだと言いました。エコノミー症候群と言われるような、こんなことで亡くなるというのは本当に悲しいことだし、何とかならぬのか、こういうふうに言いました。そうしたら、それはもう本場に、みんなできるだけのことをしながら、そういうことのないようにしているんだけど、今回のこととで難しいことが幾つもありますという説明もしてくれました。

その説明を御披露申し上げますと、今お話しのように、非常に揺れがまた来るものですから、余震が来るものですから、みんな怖い。ただ、家は

そのまま残っている。そうすると、今どういうふうにしておられるかというと、昼間は家に行つて、夜が怖いものだから車の中でお休みになる、こういう、阪神大震災のときとちよつと違う、お話しになりましたけれども、状況もある。それで、そういう、車で寝ておられる皆さんにどうやって配慮をするかというようなことが、率直に難しいところもあるというようなことも言っております。

それから、どうしても御高齢の皆さんが、また阪神のときと違って、被災者に大変数が多くおられる、そんなことがあるというようなこと。しかし、とにかく保健師の皆さんに今巡回してもらっているから、できるだけそういう中でいろんなことを申し上げるという努力をしようと思っております。

また一方、車の中で寝ておられることに一番の問題があるわけでありまして、旅館とかそういういたたものを、グリーンピアも含めてぜひ開放して、そういうところにお休みいただくと、いろいろなことも必要だろうと思ひますし、とにかく考えつくことは何でもやってくれたい。

けさ、そういうことであるならば、昼間、ラジオ体操の音楽でも流して、体を動かしてもらわなければ一番いいかぬのだと言いますから、少し動かしてもらおう努力ぐらいせいと言いましたら、それは阪神のときもやりました、そろそろボランティアの皆さんがそういうこともやっていただけておるとか、いろいろ言っておつたんですが、申し上げたいことは、もう考えつくことは何でもやって今の事態に対処しなきゃならぬ、こういうふうにも思っておりますということを申し上げたつもりでございます。

○阿部委員 私は、具体的にはやはりエコノミー症候群の広報活動、きのうはそれを手書きのチラシでボランティアグループがやっておられました。それへの取り組みと同時に、先ほど申しましたクーポン券のようなもの、それは、だれかを強制的に移すことはできないけれども、こういうと

ころでお休みいただくこともできますよ。皆さん、おうちに帰って財布もつてこれられませんか、お金も持ちではありませんし、現地を離れたくないというのはわかりますが、しかし、幾ら日中に体操しても、夜、本場に一步車の外に出れば極寒ですから、いろんなことが起こります。私は、あれを見てみると、このような受け皿がありますよということの周知をわかりやすい形でなさっていただきたいと思ひます。またよろしくお願いいたします。

二点目も同様な質問ですが、実は、私はせんだってこの場での横路議員と尾辻大臣のやりとりをお聞きしながら、医療機関はどうなっておるかということ、これも大変気になりますので行つてまいりました。

小千谷市は四万人くらいの人口で、基幹となります病院は小千谷総合病院という病院でございますが、老人保健施設も含めて三百六十床、本体の方は二百六十床、地域の本場に最前線の中核的な病院であります。実は、この病院が震災がひどくて、七階部分はもう本場に、中に入つてみてびっくりするように、ぐちゃぐちゃに散乱物で散らかり、壁は倒れ、配管のパイプは曲がり、ベッドはひしゃげ、よくこれで一人も死者が出なかったと私は思ひました。

それで、院長も、やつときの電気と水が病院にもつくようになり、その中で院長は不眠不休で活動しておられましたが、それこそ、患者さんたちは無事、今は近隣の施設に移しましたが、その当日、地震が起きたまさに当日、看護婦さんたちは、担架で、エレベーターがとまっているから足で、七階から一階まで二百二十人の患者さん全員を、身の危険の中を、本場に自分も、もう二次災害、また揺れる、その中を全員おろして一階に寝かせたということをおっしゃっていました。

自来、看護婦さんたちは、自分の家も帰ればつぶれているかもしれない、あるいは、あつても、とてもそこまで行けない中で、下着もかえず、四泊あるいは五泊、病院の中に、もうそれこそ寝食

を共に、本当に下着もかえていないという状態です。やっております。

私は、その一部は被災者ですから、そういう方々を被災者救済法で、例えばそういうクーポン券でということもあるでしょうが、もつと実は大事なことは、病院はライフラインの根幹だということ。そして、日ごろもそこには弱者がいて、そこをしつかりお守りいただいている職員の方々に、こういう際にやはりきちんとした住宅を提供していただきたい。

例えば、個人病院がそれを借り上げて看護婦さんたちに提供するということは、私も民間病院の院長でしたから思いますけれども、非常に負担が重い。今、診療もできない。そして、病院はぐちゃぐちゃ。でも、今も外来患者さんは引きも切らず、入院患者さんは移したけれども、だから帰るに帰れない、そして交代もできない、それこそ不眠不休で、ここでもまた過労死が起こるのではないかと本当に深刻に思いました。

大臣も、もう本当に忙しいと思いますが、ぜひ現場の声を婦長さんからも院長さんからも聞いていただきたい。これは本当に頑張られたと思います。二百二十の患者さんを瞬時におろすは、本当に並の根性ではできなかったと思いますから。そうやって頑張った方たちが今でもどこにも泊まらない状態でおられますので、これは災害救済法の外にある問題ではなくて、ライフラインを支えている職員にきつちりと遇すること、このためには何をすればよいか、どういうお考えであるかを担当部局にお伺いいたします。

○岩尾政府参考人 まず、お尋ねの、病院に附属する看護婦宿舎等々の整備でございますが、これは、私ども、医療施設の整備補助金の中でそのようなメニューをもって補助するというシステムがありますので、活用していただければありがたいというふうに思っております。

○阿部委員 今震災で、今なんです。そんなことをよくも答弁できましたね。今です。四日も五日も寝ていない人に、看護婦寮の整備が省庁から出

ているなんてとぼけた答弁をしないでください。きょう泊まることです。岩尾さん、行ってください。冗談じゃない。

大臣、どう思われますか。私はそんな答弁のために、今、労組法の審議もさておいて、この場に立っているわけではありません。

○尾辻国務大臣 今、一生懸命被災者の皆さんに当たっておられる医療関係の皆さん初め多くの方々が肉体的、精神的な疲労が極限に達しておるということは、もうそのとおりだと思います。したがって、何かをやらなきゃいけないわけでありまして、率直に、今の余りにものんびりした答弁はおわびを申し上げたいと思います。とてもそんな事態ではないことは思っておりますから、早速にでも、今、私どもの専門家を派遣しておりますし、先遣隊とともにいろいろな人間が行つてはおりますけれども、改めてよく聞きますとともに、必要があればすぐ人を派遣して対応したいと思います。

○阿部委員 実は、人の派遣は東京都とか他の大学病院からも来ておられます。しかし、現地の人たちは、やはり自分の土地を愛して、そして、自分が日ごろ診ていた患者さんたちだから去るに去れないという思いもあります。今、私が具体的にお願いしたのは、その方たちの宿泊をどうにかしてほしいという、とってもリアルなことです。彼女たちは、そういう自分の状況を抱えながら、院の外の巡回にも出ておられます。例えば、人工肛門を使っている方、あるいは褥瘡のある方の巡回にも出て、やはり心配だから地域に出ずにはおられないんです。もちろん、応援の医師や看護師さんも、まだ看護婦さんの方は派遣がないようですが、医師も入っております。しかし、そのことと同時に、そこで一生懸命地域に根づいてというか踏ん張って頑張っている人たちに、きっちり手当てをしていただきたいということです。それから、大臣にも視察に行ってくださいですが、写真を持ってきましたので、ちょっとお見せしたいと思います。

そこに撮ってございますのは、ぐちゃぐちゃな病室。そして、ちよつと新しい方が右横にありますが、そこも破壊されている。しかし、一つだけ、老人保健施設は耐震整備がしてございました。

この耐震整備の方は、中も見せていただきましたが、非常に安全、安心できる場でございます。もうこのコントラストたるや、私も本当に長く病院に勤めていましたが、そして、日ごろやはり病院を経営、運営しますには、耐震構造をとるにはかなりのお金が実はかかります。そうすると、初期投資をそんなにできない民間病院にとっては、非常に重い問題であります。

小千谷市の小千谷総合病院は、財団法人でなされてはいますが、二百六十床プラス百床で地域基幹病院。私は瞬間思いました、果たして、日本全国のいわゆる地域の最前線の、せめて二百床以上の病院、どんなふう耐震設備が組み込まれているのか。このことの実態をお知らせくださいとこの厚労省にお願いいたしました。いろいろな調査方法でぜひ調べていただきたい現状、そしてできれば、そういう耐震構造に対して、今も新たな建築についてはそれなりの補助もあるやに伺っていますが、早急に整備していただきたいと思いが、いかがですか。

○尾辻国務大臣 病院の耐震化というのは極めて大事なことでございます。

そこで、今手元にあります数字をまず申し上げますと、内閣府の調査でございますけれども、八千九百六十二施設につきまして調査をいたしました。そして、医療機関耐震化率というのを出しておりますけれども、これは、医療機関の総棟数をお母に置きまして、分子には、まず五十七年以降に建築された医療機関の棟数、これはもう五十七年以降は耐震化がしつかりなされているという前提で、単純に五十七年以降のものは足してあります。それから、五十六年以前のものは、調査をして、耐震診断の結果でこれは大丈夫だというものを足して耐震化率というのを出しております。これが五六・一％ということでございます。さら

に、新潟県を申し上げますと、五一・六％という数字が出ております。

ただ、私、きょうこの説明を聞きながら思いましたのですが、単純に五十七年以降は大丈夫だよといつて分子に入れて大丈夫かなというのは率直に思いましたし、もう少し私どももさらに調査を進めてみたいと思っております。

○阿部委員 いわゆる弱者、寝たきりの方もここに六十床、療養型病床群がございました。その方たちは歩けないから全員で運ぶ、担いで運ぶような状態でおろされたら聞いております。ぜひとも今の大臣の御答弁を受けて、前向きに進めていただきたいと思います。

残る時間と質問通告の数が随分ずれてしまいましたが、労組法についてのお伺いをいたします。時間の関係で骨太のものしかできないかもしれませんが、お許しください。

私は、この労組法が昭和二十年の十二月にそもそもで上がったということを今回改めて勉強いたしました。憲法に先立つこと、まず職場、労働環境のいわゆる正常な、これは働く側にとっては団結権や団体交渉権が保障され、また使用者側にとっては円滑な運営を心がけるといふ、社会の根幹に働き方がきつちりと健全であることをまず敗戦後すぐ日本が取り入れ、目指しているんだと思います。

その中で、実は今、働く者の状況というのは、きょうも私は、国会議員になつてもらつたこの憲法手帳、実は、私はふまじめで、議員になる前、ほとんど憲法など読むことがなかった、うちの前党首に言うところ怒られるので、ここで内緒で言っておきますが、この二十七条に、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」「勤労の権利を有し、義務を負ふ。」二十七条でございますが、しかし、今の若者の現状を見ると、勤労の権利は保障されているか。高校を卒業して就職内定率は極めて低い、あつてもパートかアルバイト、そして、就職しても雇用保険も医療保険も失業保険もない、三無状態、こういう若い人たちが大量

に出てきている中でこの労働組合法の改正でござい。私は基本的に賛成ですが、しかし、時代状況を見たときに、幾つか根本のところを意識しなければならぬことがあると思います。

もう先ほど来、例えば小林委員あるいは園田委員がお聞きになっているので、そもそもこれが司法的な解決ではなくて、労働委員会という解決の場を持つということはどういう意味を持つのか。私は、簡単に考えれば、これは労使双方の学校、こういうことをしちやだめよ、こういうことはこういうふうな解決しようという学校だと今の若者にとっても位置づけられれば、もちろんその前の、職もない、団結しようにも入り口がないという状態はぜひ尾辻大臣に改善していただきたいですが、学校と位置づけた場合に、一つ大変気になる表現がございます。

それは、二十七条の十四第三項にかかわることですが、専ら今回のこの改正が、和解ということの実践的な、現実的な積み重ねを法文化しているということにあるのは存じておるのですが、和解にかかわる事件について既に発せられた救済命令等は、その効力を失うとございます。これは、例えば、地労委で出た判断が中労委あるいはそこで和解された場合に、地労委の命令は効力を失うということであろうかとは思いますが、逆に、いろいろな判断の蓄積あるいは労使双方にとつての勉強、事例集というようにものに、これは確実に、例えばさきの地労委の判断は残され、蓄積されていくのか。

効力を失うというところはよいと思います、そう実際に次の判断が出ていくわけですから。しかし、学ぶときに、先例集としてそこに残され、労使双方に活用されていくのかどうか。この一点を、お時間の関係で大臣にお願いいたします。

○尾辻国務大臣 連う二つの判断がもし存在すればどつちかの判断にしないやなりませんから、一方は無効にするというか新しい判断をとる、そういう仕組みというものは、しょうがないというのか、当然だろうというふうに思います。ただ、それま

で出されたいろんな考え方というのは、当然これはまたみんなが参考にするわけでありましようから、決してむだになるものではないというふう

に考えます。
○阿部委員 私は、確認ですが、事例集とか、そういうきちんとした記録に残され、一度おりました判断は判断として消えないわけですか。そのことに基づいて次の和解のプロセスも進むわけですから、原局サイドの方で、事例集等々にきちんとした記録として残るのかどうかの御答弁をお願いしま

す。
○太田政府参考人 今の御指摘のお話でございすけれども、和解によつて救済命令が効力を失つた場合でも、その効力を失つた救済命令で示された判断自体は事例の一つとして蓄積されるものでございます。したがって、その後の同様の事案に関しまして、労使等が解決を図る上での参考にするなど、円滑な労使関係を構築する上で十分活用され得るものであると考えております。

○阿部委員 もう一つ、大臣にお願いいたしま

す。
こういう労働委員会の場合はいわゆる裁判という場ではございませんが、やはりそこに、例えば傍聴に参加する労働者側、ゼッケンや腕章やあるいは仲間であることを意識するようなのものを付けて入ることもあろうかと思うのです。現状でそういうものが過剰には禁止されていないとは思いますが、やはり原則的に、委員会の運営を妨げない限りにおいて、労働者側のそうした団結のためのいろいろな行動といえますか、別に示威行動をとろうというのではありません。こんな質問をするのは、過剰にワッペン、ゼッケン、腕章がだめ、だめ、だめと言われかねない状況も一部あるように聞いております。もちろん、委員会のその場を混乱させたり聞き取れないようにやじを飛ばしたりというようなことは私もいけないと思いますが、しかし逆に、そもそもこの委員会が、労働者にとつて団結することの意味、そしてむしろその方が職場が円滑であるというこの意味をやはり

労働者側に立つて促進するためのものですから、過剰な排斥はないというふうな認識してよいのかどうか、大臣にお願いいたします。

○尾辻国務大臣 今回の法改正で、証人が、これまでは任意で来てもらっていたものを命令によつて来てもらうというふうなこともございますので、そういうこともありまから、証人が傍聴人等の威圧や妨害により適正に証言できないことがないよう、労働委員会が審問を妨げる者に対して審問庭の秩序を維持するために必要な措置をとることができるとしたものでございますが、これは当然常識的な範囲で行われるというふうな考えております。

○阿部委員 あと三問を残しましたが、時間の関係で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鴨下委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時三十七分休憩

午後二時七分再開
○鴨下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となつております第百五十九回国会、内閣提出、労働組合法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○鴨下委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第百五十九回国会、内閣提出、労働組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○鴨下委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鴨下委員長 この際、本案に対し、大村秀章君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、

公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。小宮山泰子君。

○小宮山泰子 委員 民主党の小宮山泰子でございます。
私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

労働組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行なわれるよう、必要な措置を講ずること。

二 中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等事務局体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を講ずること。

三 証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。

四 公益委員の選出に当たっては専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい知識・経験を有する有為な人材を登用すること。

五 審級省略及び実質的証拠法則については、引き続き積極的に検討を進めること。
六 証人等出頭命令等に対する不服申立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘

案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨下委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、尾辻厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。尾辻厚生労働大臣。

○尾辻国務大臣 ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存であります。

○鴨下委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次回は、来る十一月二日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四章 労働委員会

- 第一節 設置、任務及び所掌事務並びに第二節 不当労働行為事件の審査の第三節 訴訟(第二十七条の十九)第四節 雑則(第二十七条の二十二)

目次中「第四章 労働委員会(第十九条―第二十七条の四)」を

びに組織等(第十九条―第二十六条)

手続(第二十七条―第二十七条の十八)に改める。

第二十七条の二十一

第二十七条の二十六

第七條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中

「取扱」を「取扱い」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中但しを「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四号中「申立」を「申立て」に、

「第二十七条第四項」を「第二十七条の十二第一項」に改め、「審問をし」の下に、「若しくは当事者に和解を勧め」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第四章中第十九条の前に次の節名を付する。

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

第十九条第二項中、「地方労働委員会」を、「都道府県労働委員会」に改める。

第十九条の二第三項中、「第二十六条及び第二十七条の規定による」を「及び第二十六条の規定による事務、不当労働行為事件の審査等(第七条、次節及び第三節の規定による事件の処理をいう。以下同じ。)」に改める。

第十九条の十第一項中「第二十七条第十三項に規定する調査若しくは審問」を「第二十四条の二第六項の規定による手続」に改める。

第十九条の十二の見出しを「(都道府県労働委員会)」に改め、同条第一項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同条第二項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、

「(東京都が設けるものに限る。)」を削り、「(大阪府が設けるものに限る。)」又は「各九人」を、「各九人」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

第十九条の十二第五項を削り、同条第四項中「第十九条の三第五項及び第六項本文を」第十九条の三第六項に、「地方労働委員会」を、「都道府県労働委員会」に、「第十九条の三第五項中」そのうち七人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはそのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」を「第十九条の三第六項ただし書中「常勤」とあるのは、条例で定めるところにより、常勤」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、「(事務局局長及び必要の職員」とあるのは「事務局局長、事務局次長二人以内及び必要の職員」とを削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数の(第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする

都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数)に應じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

第十九条の十三第一項中、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同条第四項中「及び地方労働委員会」を「及び都道府県労働委員会」に、「(第四項後段(第十九条の十一第一項中「事務局局長及び必要の職員」とあるのは「事務局局長、事務局次長二人以内及び必要の職員」と読み替える部分に限る。)、第二十四条第二項並びに第二十七条第十三項」を「第六項(第十九条の三第六項ただし書を準用する部分に限る。)、第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二項、第四項ただし書及び第六項、第二十六条第二項並びに第二十七条の二十三」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二十条中、「第十八条及び第二十七条」を「及び第十八条」に、「の外」を「のほか、不当労働行為事件の審査等並びに」に、「あつた」を「あつせん」に改める。

第二十四条第一項中、「第七条、第十一条及び第二十七条」を「及び第十一条の規定による事件の処理並びに不当労働行為事件の審査等(次条において「審査等」という。)」に、「に」に関する処分を「の処理」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、使用者委員及び労働者委員は、第二十七条第一項(第二十七条の十七の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限る。))及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。))の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十七条の七第四項及び第二十七条の十二第二項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。))の規定による行為をするこ

とができる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(合議体等)

第二十四条の二 中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に中央労働委員会のした第五十一条若しくは第二十一条第一項又は第二十七條の十二第一項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分と反すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前項の合議体が、公益委員の全員をもつて構成する合議体で審査等を行うことを相当と認めた場合

四 第二十七條の十第三項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による異議の申立てを審理する場合

3 船員中央労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項の規定は、船員中央労働委員会について準用する。

4 都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、第二項(第一号及び第四号を除く。)の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

5 労働委員会は、前各項(第十九條の十三第四項の規定により準用する場合を含む。)の規定

第一類第七号 厚生労働委員会議録第三号

平成十六年十月二十九日

により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続(第五條第一項、第二十一条第一項、第二十七條の四第一項、第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)、第二十七條の七第一項(当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)、第二十七條の十第二項並びに同条第四項及び第二十七條の十二第一項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。の申立てを除く。次項において同じ。)の全部又は一部を行わせることができる。

6 中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、中央労働委員会が行う審査等の手続のうち、第二十七條第一項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十七條の十四第一項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続調査を行う手続にあつては公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。に参与することができる。

第二十五條第二項中「第五條、第七條及び第二十七條の規定に基づく」を「第五條第一項、第二十一条第一項及び第二十七條の十二第一項の規定による」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

第二十六條中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に、「制定し、公布する権限を有する」を「定めることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県労働委員会は、前項の規則に違反しない限りにおいて、その会議の招集に関する事項その他の政令で定める事項に関する規則を定めることができる。

第二十六條の次に次の節名を付する。

第二節 不当労働行為事件の審査の手続

第二十七條の見出しを「(不当労働行為事件の審査の開始)」に改め、同条第一項前段中「申立て」を「申立て」に改め、同項後段中「この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし」を「この場合において」に改め、同条第二項中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三項から第十三項までを削る。

第二十七條の四「(処分)」の下に「(第二十四條の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)」を加え、第四章中同条を第二十七條の二十六とする。

第二十七條の三「(処分)」の下に「(第二十四條の二第五項の規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)」を加え、同条を第二十七條の二十五とする。

第二十七條の二「又は第二十七條第三項」を削り、「者」の下に「又は第二十七條の七第一項第一号(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)の証人」を加え、同条を第二十七條の二十四とする。

第二十七條の次に次の十七條、一節、節名及び二条を加える。

(公益委員の除斥)

第二十七條の二 公益委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査に係る職務の執行から除斥される。

一 公益委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 公益委員が事件の当事者の四親等以内の血族、三親等以内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 公益委員が事件について証人となつたとき。

五 公益委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができ、(公益委員の忌避)

第二十七條の三 公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができ、

2 当事者は、事件について労働委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、公益委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第二十七條の四 除斥又は忌避の申立てについては、労働委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る公益委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができない。

3 第一項の規定による決定は、書面によるものとし、かつ、理由を付さなければならない。

(審査の手続の中止)

第二十七條の五 労働委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで審査の手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない。

(審査の計画)

第二十七條の六 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を定めなければならない。

2 前項の審査の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 調査を行う手続において整理された争点及び証拠(その後の審査の手続における取調べが必要な証拠として整理されたものを含む。)

二 審問を行う期間及び回数並びに尋問する証人の数

三 第二十七条の十二第二項の命令の交付の予定時期

3 労働委員会は、審査の現状その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を変更することができる。

4 労働委員会及び当事者は、適正かつ迅速な審査の実現のため、審査の計画に基づいて審査が行われるよう努めなければならない。
(証拠調べ)

第二十七条の七 労働委員会は、当事者の申立てにより又は職権で、調査を行う手続においては第二号に掲げる方法により、審問を行う手続においては次の各号に掲げる方法により証拠調べをすることができる。

一 事実の認定に必要な限度において、当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。

二 事件に関係のある帳簿書類その他の物件であつて、当該物件によらなければ当該物件により認定すべき事実を認定することが困難となるおそれがあると認めるもの(以下「物件」という。)の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件を留め置くこと。

2 労働委員会は、前項第二号の規定により物件の提出を命ずる処分(以下「物件提出命令」という。)をするかどうかを決定するに当たつては、個人の秘密及び事業者の事業上の秘密の保護に配慮しなければならない。

3 労働委員会は、物件提出命令をする場合において、物件に提出を命ずる必要がないと認める部分又は前項の規定により配慮した結果提出を命ずることが適当でないと認める部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

4 調査又は審問を行う手続に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が第一項第一号の規定により当事者若しくは証人に出頭を命

ずる処分(以下「証人等出頭命令」という。)又は物件提出命令をしようとする場合には、意見を述べることができる。

5 労働委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

6 物件提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 物件の表示

二 物件の趣旨

三 物件の所持者

四 証明すべき事実

7 労働委員会は、物件提出命令をしようとする場合には、物件の所持者を審問しなければならない。

8 労働委員会は、物件提出命令をする場合には、第六項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を明らかにしなければならない。

第二十七条の八 労働委員会が証人に陳述させるときは、その証人に宣誓をさせなければならない。

2 労働委員会が当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

第二十七条の九 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十六条、第九十七条及び第二百一条第二項から第四項までの規定は、労働委員会が証人に陳述させる手続に、同法第二百一条の規定において準用する同法第二百一条第二項の規定は、労働委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。
(不服の申立て)

第二十七条の十 都道府県労働委員会の証人等出頭命令又は物件提出命令(以下この条において「証人等出頭命令等」という。)を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときは、証人等出頭命令等を受けた日から一週間以内(天災その他この期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に審査を申し立てることができる。

週間以内)に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に審査を申し立てることができる。

2 中央労働委員会は、前項の規定による審査の申立てを理由があると認めるときは、証人等出頭命令等の全部又は一部を取り消す。

3 中央労働委員会の証人等出頭命令等を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときは、証人等出頭命令等を受けた日から一週間以内(天災その他この期間内に異議の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に異議を申し立てることができる。

4 中央労働委員会は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、証人等出頭命令等の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

5 審査の申立て又は異議の申立ての審理は、書面による。

6 中央労働委員会は、職権で審査申立人又は異議申立人を審問することができる。

(審問廷の秩序維持)

第二十七条の十一 労働委員会は、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。
(救済命令等)

第二十七条の十二 労働委員会は、事件が命令を発するに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」という。)を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参加する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面

によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。
(救済命令等の確定)

第二十七条の十三 使用者が救済命令等について第二十七条の十九第一項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

2 使用者が確定した救済命令等に従わなるときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる。

(和解)

第二十七条の十四 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解(前項の規定により労働委員会が適当と認めたもの)に限る。次項において同じ。)に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号に掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送

達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に關して必要な事項は、政令で定める。

(再審査の申立て)

第二十七条の十五 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内(天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内)に中央労働委員会に再審査の申立てをすることが出来る。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第二十五条第二項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

2 前項の規定は、労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行う再審査の申立てについて準用する。

(再審査と訴訟との関係)

第二十七条の十六 中央労働委員会は、第二十七条の十九第一項の訴えに基づく確定判決によつて都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができない。

(再審査の手続への準用)

第二十七条の十七 第二十七条第一項、第二十七条の二から第二十七条の九まで、第二十七条の十第三項から第六項まで及び第二十七条の十一から第二十七条の十四までの規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。この場合において、第二十七条の二第一項第四号中「とき」とあるのは「とき又は事件について既に発せられている都道府県労働委員会の救済命令等に関連したとき」と読み替へるものとする。

(審査の期間)

第二十七条の十八 労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。

第三節 訴訟

(取消しの訴え)

第二十七条の十九 使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することが出来る。この期間は、不変期間とする。

2 使用者は、第二十七条の十五第一項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することが出来る。この訴えについては、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。

(緊急命令)

第二十七条の二十 前条第一項の規定により使用者が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することが出来る。

(証拠の申出の制限)

第二十七条の二十一 労働委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかつた者(審査の手続において当事者でなかつた者を除く)は、裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するために、当該物件に係る証拠の申出をすることがで

きない。ただし、物件を提出しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第四節 雑則

(中央労働委員会の勧告等)

第二十七条の二十二 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に關して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことが出来る。

(訴訟における指定代理人)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、公益委員、事務局長又は事務局の職員でその指定するものに都道府県労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることが出来る。

第二十八条中「第二十七条の規定による労働委員会の命令」を「救済命令等」に、「禁じ」を「禁錮」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第二十七条の八第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二十九条及び第三十条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第三十二条中「第二十七条第八項」を「第二十七条の二十」に、「十万円」を「五十万円」に、「不履行の日」を「日の翌日から起算して不履行の日数が五日を超える場合にはその超える」に、「金額」を「金額を加えた金額」に、「同条第九項」を「第二

七条の十三第一項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。))に「労働委員会の命令」を「救済命令等」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第一号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしない者
- 二 正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第二号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して物件を提出しない者
- 三 正当な理由がないのに、第二十七条の八(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して宣誓をしない者

第三十二条の三 第二十七条の八第二項(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

第三十二条の四 第二十七条の十一(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して審問を妨げた者は、十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十九条の十二関係)

十五人	七人
十三人	六人
十一人	五人
九人	四人
七人	三人
五人	二人

附則

(施行期日)

第一条 この法律は平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条の四の改正規定、同条を第二十七条の二十六とする改正規定、第二十七条の三の改正規定、同条を第二十七条の二十五とする改正規定、第二十七条の二の改正規定、同条を第二十七条の二十四とする改正規定、第二十七条の次に十七条、一節、節名及び二条を加える改正規定(第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三に係る部分に限る。)並びに次条の規定 公布の日

二 附則第十六条の規定 行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(新法第二十七条の二十二等の適用に関する特例)

第二条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間における改正後の労働組合法以下「新法」という。第二十七条の二十二から第二十七条の二十六までの規定の適用については、新法第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三中「都道府県労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」と、新法第二十七条の二十四中の「規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号(第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。)の証人」とあるのは「又は第二十七条第三項の規定により出頭を求められた者」と、新法第二十七条の二十五中「処分(第二十四条の二第五項の規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)」とあり、第二十七条の二十六中「処分(第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)」とあるのは「処分」とする。

(地方労働委員会がした処分等に関する経過措置

第三条 この法律の施行前に法令の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により都道府県労働委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により地方労働委員会に対してされている申立てその他の手続は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により都道府県労働委員会に対してされた申立てその他の手続とみなす。

3 この法律の施行の際現に地方労働委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新法第十九条の十二第三項の規定により、都道府県労働委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第六項の規定において準用する新法第十九条の五第一項の規定にかかわらず、同日におけるこの法律による改正前の労働組合法第十九条の十二第三項の規定により任命された地方労働委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働関係調整法の一部改正)

第六条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第七十五条第三項、第九十八条、第百条第一

項、第二百一十一条及び第二百五条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第百八十条の五第二項中「の外」を「のほか」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 労働委員会

第百九十九条第二項、第九項及び第十二項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

「第六款 人事委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会」を「第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会」に改める。

第二百二条の二第三項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「及び命令を発し」を、「命令を発し及び和解を勧め」に、「斡旋」を「あつせん」に改める。

第二百五十二条の三十七第五項、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項並びに第二百五十二条の三十九第十二項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第八条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(第五条第二項第八号)」を「第五条第二項第八号」に、「第二十七条第九項中段及び後段」を「第二十四条の二第一項及び第二項」に、「第二十七条の十三第二項」に改め、同条第二項中「規定する処分」を「規定する事件の処理」に、「その処分を事件の処理」に改める。

第十九条第二項中「同条第四項」を「同法第二十七條の十二第二項」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第九条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常

勤のもの (地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正)

第十条 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三第二項中「同条第五項若しくは第十一項」を「同法第二十七条の十五第一項若しくは第二項」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項上欄ホ中「第二十七条第八項」を「第二十七条の二十」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十二条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「命令」の下に「和解」を加える。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「委員三人以上十二人以内」を「三人以上政令で定める人数以内の委員」に改める。

第二十条第三項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

(独立行政法人造幣局法の一部改正)

第十四条 独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)」を「並びに第四章第二節(第二十七条の十三第二項を除く。及び第三節」に改める。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正)

第十五条 独立行政法人国立印刷局法(平成十四

年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)」を「並びに第四章第二節(第二十七条の十三第二項を除く。及び第三節)」に改める。

(行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

(労働組合法の一部改正)

第十三条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の十九第二項中「第十二条第三項の下に」から第五項まで」を加える。

第二十七条の二十三の見出しを「(抗告訴訟の取扱い等)」に改め、同条中「指定するものに」の下に「都道府県労働委員会の処分に係る行政事件訴訟法第十一条第一項の規定による都道府県を被告とする訴訟又は」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県労働委員会は、その処分(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をい、第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。)に係る行政事件訴訟法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

理由

不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るため、労働委員会の行う審査の手続及び体制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十一月十二日印刷

平成十六年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局